

令和元年

第4回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会
＜※徳之島愛ランド広域連合清掃事業審議会(拡大会議)＞
＜会議録＞

徳之島愛ランド広域連合

第4回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会(名簿)

<※徳之島愛ランド広域連合清掃事業審議会(拡大会議)>

出席者:○徳之島愛ランド広域連合管理者(3名)

連合長 高岡 秀規(徳之島町長)

副連合長 大久保 明(伊仙町長)・森田 弘光(天城町長)

○徳之島愛ランド広域連合事務局(3名)

事務局長 保久 幸仁・指導主幹 佐平 勝秀・係長 西 修作

○徳之島愛ランドクリーンセンター(3名)

総括主任 間 藤剛・総括副主任 辰濱 大平・施設係 野中 賢治

○徳之島三町環境行政主管担当課(3名)

徳之島町住民生活課長 政田 正武・星野 弘仁

天城町町民生活課長 森田 博二・牧園 博史

伊仙町きゅらまち観光課長補佐 関 政樹・栄 琢磨

○施設整備基本構想策定検討委員(13名)

検討委員長 小原 幸三(学識経験者<元・鹿児島大学教授>)

副検討委員長 松山 善太郎(広域連合議会推薦)

委員 徳禮 勝矢(環境専門員)・永井 照久(天城町区長推薦)

川上 光男(一廃収集業者推薦)・清 平二(広域連合議会推薦)

美山 保(伊仙町区長推薦)・富岡 頼常(一廃収集業者推薦)

大沢 章宏(広域連合議会推薦)・山口 史(徳之島町駐在員推薦)

保岡 達郎(一廃収集業者推薦)・酒匂 源宝(設置地区周辺住民)

樺田 和也(設置地区周辺住民)

○清掃事業審議会委員(9名)※うち2名は、美山委員、富岡委員が兼務

会長 吉田 裕嗣(伊仙町推薦)

副会長 大吉 美枝(天城町推薦)

委員 吉川 清吾(徳之島町推薦)・米良 洋子(徳之島町推薦)

西川 三枝子(徳之島町推薦)・秋田 浩平(天城町推薦)

西松 哲弘(天城町推薦)

○オブザーバー(5名)

(株)三水コンサルタント技術員(基本構想策定業務受託事業者)

井上 靖喜・森脇 潔

三菱日立パワーシステムズ・インダストリー(株)(現有設備整備メーカー)

石井 修平・大村 栄治・藤原 由成

(※敬称略)

徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会（第4回）

<※徳之島愛ランド広域連合清掃事業審議会（拡大会議）>

日時：令和元年8月20日（火）午後1時30分～午後4時50分

場所：天城町役場4階ユイの里ホール

参集範囲：徳之島愛ランド広域連合 高岡 秀規 連合長（徳之島町長）

大久保 明 副連合長（伊仙町長）

森田 弘光 副連合長（天城町長）

徳之島愛ランド広域連合事務局職員・運転員（総括正・副主任・施設係）

施設整備基本構想策定検討委員13名（委員会条例に基づく）

清掃事業審議会委員9名（※拡大会議）

(株) 三水コンサルタント技術員

三菱日立パワーシステムズ・インダストリー（株）

<会次第>

- 1 開 会 保久 幸仁 事務局長（※全体進行）

- 2 開会のあいさつ 高岡 秀規 広域連合連合長（徳之島町長）
大久保 明 広域連合副連合長（伊仙町長）
森田 弘光 広域連合副連合長（天城町長）
小原 幸三 検討委員会委員長
吉田 裕嗣 清掃事業審議会会長

- 3 委嘱状交付式 徳禮 勝矢 氏（大崎町環境専門員）

- 4 出席者の紹介 佐平 勝秀 広域連合指導主幹

- 5 報 告
①伊仙町ごみ処理施設合意形成推進協議会報告について
→伊仙町きゅらまち観光課（協議会事務局）より説明
→質疑応答
②第4回西目手久集落住民説明会の開催案内について
③第3回「みんなで考えよう徳之島のごみ処理の明日」開催について
→②・③徳之島愛ランド広域連合事務局より説明

6 協議（協議進行：小原 幸三 検討委員長）

□検討委員会及び清掃事業審議会拡大会議の開催趣旨について

→小原 幸三 検討委員長より説明

□新設候補地に関する回答

→森田 弘光 副連合長（天城町長）より報告

→質疑応答

□西目手久集落の意思集約アンケートについて

→美山 保 委員（西目手久集落区長）より説明

→質疑応答

□ダイオキシン類の排出に関する施設の危機管理システム

→高岡 秀規 連合長（徳之島町長）より説明（補足 間 藤剛 総括主任）

→質疑応答

□設備故障の分析改善報告及び設備故障の原因となるごみ分別の不徹底について

→間 藤剛 総括主任より説明

→質疑応答

7 閉 会 松山 善太郎 検討委員会副委員長

<開会 午後1時30分>

○事務局長(保久 幸仁)

本日はお忙しい中、検討委員の皆さん、清掃事業審議会の委員の皆さんお集まり頂きありがとうございます。検討委員会第4回という事で、今回は、クリーンセンターで行っています清掃事業審議員の会員の皆さんもお招きを致しまして、合同の検討委員会となっております。

検討委員会を、これから開催したいと思いますので、よろしくお願い致します。

それと、後ほど小原検討委員長の進行のもとに協議が始まるわけですが、協議につきましては、発言の場合は挙手をして頂いて、名前をよろしくお願い致します。進行につきましては、議長の許可をもらって発言をお願いしたいと思います。どうしても議事録をとる際、名前の発言がないと議事録を作成する時に支障が出ますので、この件につきましてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会を開会したいと思います。まずは、開会の挨拶をお願いしたいと思います。当検討委員会検討委員長の小原幸三先生、よろしくお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三)

皆さん、お忙しい所お集まり頂きましてありがとうございます。この会も今日で第4回という形になりました。大分話も具体的な部分に到達してきて、そろそろ色んな事を決めていくという段階になってきました。もう一つの問題が、検討委員会として決めていくという過程と、実際にもっとごみ問題を地域社会で進めていくために、地域の中でごみに関わっている、今回参加して頂いた清掃審議会の皆さんも、今回は一緒に議論をさせて頂くという事でお願いを致しました。御協力に対してありがとうございます。

今後できるだけ早く、このごみ問題を解決していくという事が、非常に差し迫った問題になりつつあります。今日の議論を踏まえて、またこの徳之島のごみ問題がより適切な方向に向かう事をお願いしたいと思います。御協力よろしくお願い致します。

○事務局長(保久 幸仁)

続きまして、高岡 秀規 広域連合長からよろしくお願い致します。

○連合長(高岡 秀規)

皆さん、どうもこんにちは。昼間のお忙しい中、お集まり頂きまして、心から感謝を申し上げたいと思います。検討委員長より話がございましたが、今回は拡大会議という事で、清掃審議会の皆様方にもお越し頂いております。心から感謝申し上げたいと思います。昨今、色々と道路等を走っていると、たまにごみが散らばっていたりするのを、最近ちょこっと風が強いせいか、気になってい

る所ですが、今後は、世界自然遺産登録も含めて、ごみについての住民の意識の高揚が求められるものというふうに今感じている所です。そして、今問題となっておりますのが、ダイオキシンの問題でございまして、新聞等では皆さん御存じかと思いますが、排ガス中に今回の検査によって少し基準値をオーバーしたという事です。この原因をつきとめまして、保守点検をした所、今の所は基準値内に収まっております。今後は、この検査というもののあり方を検討しなければいけない。回数をやはり少し、老朽化に伴い、増やさないといけないかなというふうに思っております。今後の補修につきましても、再燃焼室でありますとか、空気の予熱器等の改修も検討しなければいけないかなというふうに感じている所です。そして、飛灰中の基準値オーバーしたのに関しては、島外の方へ処理をお願いする事で、方向性を今話し合っている所でございます。極力ダイオキシンの基準値の問題につきましても、しっかりと取り組んで、皆様方に御迷惑をかけない方向で取り組んでまいりたいというふうに思いますし、現在行っているのは、ごみの燃やし方でありまして、保守点検のあり方、1年間のごみ処理の基本計画等々、人的な要素をしっかりと構築するために、今研修を行っている所ですが、第1回目の研修員の話をお聞きすると、行く事によって相当の意識が変わってきたのかなというふうに感じておりますので、今後は人的な問題と、それとまたハード的な問題も3町でしっかりと取り組んでまいりますので、今日の会は有意義な会で終える事を、心からお願い申し上げたいと思いますし、忌憚のない意見を期待しております。ありがとうございます。

○事務局長(保久 幸仁)

続きまして、大久保 明 副連合長、よろしくお願い致します。

○副連合長(大久保 明)

皆さん、こんにちは。犬田布出身で、愛知県議会議員しております直江先生という方がいらっしゃいます。この方が20年前に「ごみは宝だ」という本を書いております。そして、その頃から自分のふるさと徳之島こそ「エコアイランド」という事をずっと唱えていらっしゃいました。

その方が一度、島の生ごみを愛知県まで搬送して、そこで堆肥化して、愛知県内で販売しているという構想を聞いた事があります。これから、時代の大きなうねりで変化が常にあるわけですが、ごみを宝であると、そしてごみをどのように少なくしていくかという事は、プラスチックの問題が世界的な問題になっております。という事を視野に入れながら、これから17年目になります徳之島の愛ランド広域連合にあるクリーンセンター、そして最終処分場等を今後どのように対応していくかという形です。今、連合長からも出たとおり、ダイオキシンの発生致しまして、この事が数年前より年1回の検査の中でも基準値をオーバーしていると、これは施設内の中での問題でありましたけれども、最近ではガスの中にも発生したという事がわかりまして、大変重要な問題となってまいりました。今、私たちが何よりも取り組まなければならないのは、いかにこのダイオキシンが出ないよう

な対策、それを第一は生ごみを減らしていくと、堆肥化していく、そしてまた燃料化していく事を、今こそ全力で考えていかなければならないと思っております。そういった中での、今日の第4回目の検討委員会にオブザーバーも参加致しまして、連合長、副連合長も前回より参加する事になりましたので、皆様方の忌憚のない御意見を頂きたいと申し、これは未来の徳之島の問題であるし、今若い人たちの問題でもありますので、どうか積極的な御意見を頂きたいと思っております。

○事務局長(保久 幸仁)

続きまして、森田 弘光 副連合長、よろしくお願い致します。

○副連合長(森田 弘光)

皆さん、こんにちは。徳之島のごみを考えるという事は、とりもなおさず、徳之島の将来の姿を私たちは考えていく事だと、そのように私は認識をしている所であります。

そういう中、徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会、小原検討委員長先生を中心として、皆様方がその事について、本当に真摯に取り組んでいる事に対して、敬意を表したいと思っております。また、この検討委員会の報告につきましては、しっかりと受けとめ、検討委員会の報告が実現に向かっていけるよう、私たちはしっかりと取り組んでいかなければいけないと、そのように考え認識をしている所であります。今日は大変お忙し中でありましたけれども、こうやって多くの委員の皆様方が集まって、語り合う事については、お礼を申し上げたいというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。

○事務局長(保久 幸仁)

それでは、最後に吉田 裕嗣 清掃事業審議会会長、よろしくお願い致します。

○清掃事業審議会会長(吉田 裕嗣)

皆さん、こんにちは。私は、先ほど小原検討委員長からお話がありました、清掃事業審議会で会長を務めさせております吉田と申します。日頃は業務の傍ら、青年団活動などに従事している身ではありますが、まだまだこの会に参加していらっしゃる諸先輩方と比べて若輩者であり、色々と知識が乏しい中ではありますが、色んな会等参加させて頂く中で、参加して頂いている皆様方の貴重な御意見を頂いて、日々学ばさせて頂いている所であります。先ほどから話でもありましたが、今あるごみ処理の問題等を早期に解決する事はもちろんですけれども、ごみの分別、あと減量化等、再度認識して、審議会の方でも持ち帰り、それぞれ広めていくとともに、自分自身、また自分の住んでいる地区で広めて活動等を進めていければと思います。それをする事で、現在住んでいる方々、また将来を担う子供たちにとって、よりよく住みやすいまちや、島の方が作っていただけるのではないかと考えております。言葉足らずではありますが、皆様、今日はよろしくお願い致します。

○事務局長(保久 幸仁)

続きまして、委嘱状の交付式に移りたいと思います。今回の委嘱状の交付につきましては、これまで3回検討委員会が開催されたわけですが、その中で、日置市の職員の 久木崎 稔 さんなんですが、諸事情により検討委員会を辞職したいという旨の連絡がありましたので、その久木崎さんの残任期間、皆様のお手元の方に経歴の用紙をお配りしておりますが、大崎町の 徳禮 勝矢 さんを久木崎さんの残任期間の検討委員という事で、今回委嘱状の交付を行いたいと思います。

[委嘱状交付]

○事務局長(保久 幸仁)

続きまして、出席者の紹介を、広域連合の佐平からよろしくお願い致します。

○指導主幹(佐平 勝秀)

改めまして、皆さんお疲れさまです。出席者の紹介を私からさせていただきます。

まず、最初に、新たに委嘱状を交付されました 徳禮 勝矢 様の経歴から御紹介させて頂きたいと思いますが、本日、皆さんお配りしてある資料のA4の1枚に徳禮様の経歴を記載してあるものがありますので、そちらを御参考にお目通し頂きたいと思います。

徳禮 勝矢 氏は、曾於郡大崎町出身であります。経歴として、平成12年4月大崎町役場初代環境係長として、新しい廃棄物処理システム建設を担当、住民主導のごみ処理手法として、分別、リサイクルによる減量化を推進し、ごみ埋め立て処分場の延命化に着手されました。

分別収集を推進するための住民、事業者説明会、廃棄物を効率的に処理して資源ごみ化する中間処理施設整備、生ごみなど有機系廃棄物の堆肥化施設整備、分別収集体系整備、事業系収集運搬業者の育成など、分別収集システムに必要な準備作業を担当されております。

そして、埋め立て処分場で多くを占める生ごみ、草木類の有機系廃棄物及び廃プラスチック類など、容器包装リサイクル品目の分別収集と資源化で、ごみのリサイクル率80%を達成し、非埋め立て、非焼却のごみ減量化(大崎システム)を実証し、リサイクル率日本一の大崎町に貢献されました。現在、大崎システムの海外普及の国際連携事業に携わっておられます。

後ほど、また小原検討委員長から詳しい御説明があると思いますが、改めてよろしくお願い致します。そして、今回基本構想策定検討委員会並びに清掃事業審議会委員の皆様のご合同会議という事で、皆様に郵送でお送りしました配布資料の53ページに、現在検討委員として委嘱されている皆様、13名の皆様のお名前と、そして55ページに清掃事業審議会委員の皆様のお名前を記載しております。それぞれ、検討委員会並びに清掃審議会の条例並びに規則については添付してございますので、御参考にお目通し頂きたいと思います。

そして、その委員の皆様以外に本日も、株式会社三水コンサルタント様の技術員2名が出席して

おります。そして現有施設のメーカーであります三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社より3名御出席を頂いております。あと本日、傍聴に各町議会議長様、そして議員の皆様、西目手久地区の皆様が御参加頂いております。

本日の検討委員会第4回の出席者の紹介を以上で終わります。ありがとうございます。

○事務局長(保久 幸仁)

それでは、報告に移りたいと思います。1番目に、伊仙町ごみ処理施設合意形成推進協議会報告について、伊仙町きゅらまち観光課より説明をよろしくお願い致します。

○伊仙町きゅらまち観光課長補佐(関 政樹)

皆さん、こんにちは。伊仙町きゅらまち観光課、本日は佐藤課長が公務出張のため、課長補佐をしております私から説明をさせて頂きたいと思います。座って説明をしたいと思います。

今、お話がありました、伊仙町ごみ処理施設合意形成推進協議会なのですが、西目手久集落からの要望がありまして設置をしております。お手元の資料、5ページ、6ページをお開き下さい。

こちら文章式次第になっております。式次第の中で、順次委嘱状交付と会長、副会長の互選がありまして、会長を小原幸三先生、副会長を樺山一伊仙町議会議員が選ばれております。

次の7ページ、8ページは、その協議会の規則になっております。後ほど、お目通し下さい。

メンバーとしましては、次の9ページになります。上から徳之島愛ランド広域議員、県町議会議員、伊仙町の区長の代表2名、青年団長、婦人会長、伊仙町観光協会、副会長になりますでしょうか、あとは伊仙町の校長会会長、伊仙町商工会会長、伊仙町の教育委員、あとは西目手久集落の皆様、検討委員、これに加えて徳之島愛ランド事務局長の保久さんという事で、以上20名のメンバーで発足しております。この中で検討事項としましては、15ページをお開き下さい。

大きく4つの協議内容として、検討委員長から内容の説明等ありました。まずは、現有施設、焼却施設、1号炉、2号炉の違法な状態についての説明がございました。それに伴いまして、設置地区、西目手久集落の見解と要望等の説明、これから先どういうふうにするか、2段階の合意の説明。4番目としましては、この推進協議会で決定を要しているとの説明がありました。16ページ以降はその内容の主になるんですが、まず大問題としましては、16ページの平成29年度の飛灰のダイオキシンの測定値が3.5、基準の3をオーバーしているという新聞記事を参考にしまして、この問題の大きさを説明しております。17ページ、18ページは、そのごみ処理に関してどういう法律体系があるのか、町が何をしなければいけないのか、国はどのような法律を定めているのかという所の法体系の説明を、検討委員長からして頂いております。19ページ、20ページになんですが、一番ベースとして、私たち、国なり、地方自治体なり、国民、町民は何をしなければいけないかという所で、また小原検討委員長から説明をしております。その中で、私も考えさせられたのが、19ページの第二条の4です。国民の責務という所です。読ませて頂きたいと思います。「第二条の4、国民は廃棄

物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分する事等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければいけない」と、一番本当にベースになる事が、全てこの1行に書いてあると、ごみを出す量を減らしましょう、なるべく自分で処理しましょう、例えば生ごみの家庭での堆肥化とか減らしましょう、国なり、地方自治体、町、施策に協力しますよというのが、全てがそこに書いてあるなど、良い文章があるなどという事を実感しております。

あとは、国及び地方公共団体の責務としては、町も廃棄物処理計画をしっかりと定めて、見合った計画を進行していかないといけないなどという所の説明を受けました。

以上のような事を話し合っ、大体の会議の中で決まった事としては、先ほどの15ページの見出し4の中の①の中の(1)です。こちらは、愛ランドクリーンセンターで予算組みが出来ないかという所で、その方向性が話し合われた所で、経緯となっております。

以上が第1回の伊仙町ごみ処理施設合意形成推進協議会の中身でございます。

○事務局長(保久 幸仁)

ありがとうございました。それでは、伊仙町ごみ処理施設合意形成推進協議会について、質疑応答に入りたいと思います。どなたか質疑のある方は、挙手をしてお名前を名乗って、よろしくお願い致します。

○検討副委員長(松山 善太郎)

検討副委員長の松山です。説明で大体わかるような気もするんですが、最終的な大きな目標を、もう一回みんなの前で発表してもらえませんか。何のための協議会なんか。

○伊仙町きゅらまち観光課長補佐(関 政樹)

伊仙町、関でございます。この会自体は、元々がメッセージを発信しても、町全体、あるいは島全体が動かないと何も変わらないという事で、変えるための会議として発足しております。

一応大きな目標としましては、先ほど言いましたダイオキシンの測定経費の確保、西目手久地区と伊仙町としての協定を結んでいこうと、その先にはまたごみ処理の各町で条例を制定していこうという、こういう大きな3つが目標になっております。以上でございます。

○検討副委員長(松山 善太郎)

もうちょっとわかりやすく言えないんですかね。協議会規則の目的というのがございます。

そこを読んで下さいよ。

○伊仙町きゅらまち観光課長補佐(関 政樹)

はい、失礼しました。お手元の資料、7ページ、8ページにごみ処理施設合意形成推進協議会の規則がございます。ここの第4条に目的というものがございます。お読みします。

「第4条、この協議会は耐用年数を過ぎた徳之島愛ランドクリーンセンター(以下センターという)の継続使用におけるセンター設置地区である西目手久集落と伊仙町の合意の形成を目的」としております。

「第5条、合意形成ですね、第5条、協議会は前条の目的を達成するために、合意形成に向けた協議を行う」という事で、この協議、合意形成に向けた協議を行う内容となっております。

○検討副委員長(松山 善太郎)

念を押しておきますが、この伊仙町が持っている6月に急遽作った協議会というのは、今のごみ処理施設を継続使用するという事が最終的な目的でありますので、そこら辺は、まず最初から御承知おき願いたいと思います。

○検討委員長(小原 幸三)

今の発言に対して、少し補足的な説明を検討委員長から加えておきます。

この合意形成の検討委員長の立場です。この継続使用という事の、ここの中で描いてある継続使用におけるという事、この継続使用が実は一番の問題で、先ほど町からの説明の中で、2段階の合意という事が書かれておったと思うんです。そこが実は、今の質問に関わってくる話です。

この2段階の合意というのは、第4条の所で、耐用年数を過ぎたという所があるんですが、この耐用年数というのが様々な契約事項に関わっている部分です。15年経ったらこうしようという事が出ているんですけれども、この年数にかかる継続の部分が、まず一番の所です。

だから、ごみ処理の施設というのは必要なものです。その必要なものを、ない以上は使わないといけないという、この絶対的な条件が一つあって、そこが第1番目の継続です。

ところが、その先です。だから、この合意形成協議会の中で、3)の2段階合意の説明の①です。現施設の期限付継続使用のための合意に必要な事という事で、まず、ここを議論しているわけです。そして、これがまず、一つの合意。2番目に、新施設の建設地に関する合意形成についてと、2つしておりますので、この今の継続という事の意味が、少し曖昧な部分があるので、それを2段階という形で明確にしたのが、この最初の議論です。

よろしいでしょうか。だから、今のものが永遠につながるという事での議論を前提にしているわけではない。そこを御承知おき頂きたいと思います。よろしいですね。

○事務局長(保久 幸仁)

他に協議会の件につきまして、質問のある方は挙手をお願い致します。

○検討委員(酒匂 源宝)

検討委員の酒匂いいます。よろしくお願ひします。平成30年の4月5日からこの検討委員会が、集落説明会をスタートに始まっているんですが、かれこれ2年もなっているんですが、このごみ処理場のやるべき事を今やっているのかなと、私はこの2年間、今日も思っているんですが、まず、今日も大崎町から徳禮さんという方がいらっしゃっているんですが、今月の6日だったと思うんですが、8月に大崎町行って、伊仙町の区長さん6名が視察に行かれて、すごく素晴らしい施設だと、徳之島ではごみは汚いもんだという形で、今皆さんも認識の方が多いんじゃないかなと思うんですが、この大崎町では、ごみは資源でまだお金になるんだという認識で、地域住民一体となってしっかりと頑張っているという話であります。こういう形で、私たちこの徳之島もそういう形に持っていきべきじゃないかなと、そして、資源ごみ、分別をしっかりと、そういう形でやっけていかないと、この2年間でも、当初お願ひしたんですが、リサイクル式で分別をして、まずやっけていこうじゃないかという事で進めていたんですが、まだ一つも前に進んでないなと、私は思っています。

そういう事で、まず今やるべき事は、今やっけてやらないと、今後の話を将来移転するとか、移転しないとかの次元の話じゃなくて、今やるべき事、ごみの処理の選別、それをまず各集落の区長さん先頭に、住民にしっかりとわかって頂けるように、理解をして頂けるようにする事が、まず先決じゃないかなと、これをまずやる事によって、また次の段階に、2段階に入っけていけるんじゃないかなと思いますので、私はそういう形で検討委員会が進んでいっけて欲しいなと願っている所です。

今日、15年前、16年前から区長さんをして、勇退されて、この前も実費で大崎町まで行かれて、6名の区長さんと一緒になって、それだけごみ処理場に関する熱意がある方で、検討委員長にお願ひをしたいんですが、窪田 孝司 さんにも一言、この前の当初のごみ処理施設の件から大崎町の説明も頂けたらありがたいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

以上です。

○事務局長(保久 幸仁)

3名の方より質疑応答という事でありました。他にはもうないでしょうか。はい、どうぞ。

○検討委員長(小原 幸三)

今、検討委員長の方への御提案がございましたので、今日はこの会議の終了後、シンポジウムがございます。そのシンポジウムは全ての人と考える、討論する場になっております。

後ろの方でフォーラムというのも用意しておりますので、その場でぜひ御発言して頂ければと思います。今日は、この会議は4時半までに終わらないと、後ろのスケジュールがちょっとせつておりますので、今御提案のあつた件については、シンポジウムのフォーラムの所で、ぜひ御発言を頂けたらありがたいと思います。それで、リサイクルとの関係のお話なんですが、この検討委員会一番大きいのは、今日の議題という中の半分ですね、法令に対する違反の部分、これがまず義務

としてしなきゃいけない部分なんです。リサイクルの部分というのは、手法の部分に入りますので、今回はまず、手法の部分よりも法令遵守という所を先に議論させて頂きたいと思います。それで、リサイクル自体は、これはこの施設の建設時から含まれている事なんです。ある意味決定でもあるんで、次の段階のどういうふうに変えていくかという議論の中で、それは組み入れたいというふうに考えますんで、よろしくお願い致します。

○事務局長(保久 幸仁)

それでは、報告の2番目と3番目に移りたいと思います。それでは、説明を事務局よりお願い致します。

○指導主幹(佐平 勝秀)

報告の②、③について御説明させて頂きます。②については、第4回西目手久集落住民説明会の開催案内という事で、これについては8月27日火曜日です。午後6時30分から西目手久集落公民館の方で、住民対象にした説明会を開催したいと思います。

これについては、今回で第4回目となります。また、委員の皆さん、清掃審議委員の皆さん、議員の皆さんにも御案内をさせて頂いている所ではありますが、ぜひ8月27日火曜日、住民説明会の方に、お時間が許すようであれば御参加を頂きたいと思っております。

続いて、③の第3回みんなで考えよう徳之島のごみ処理の明日の開催についてなんですけども、先ほど検討委員長からもありましたとおり、本日午後6時30分から、当地天城町防災センターで行われます。これについての御紹介は、また皆さんにさせて頂いてはおりますけれども、本日はフォーラム等々ありまして、主にシンポジウムでは分別と、あと本日お越し頂いている徳禮 勝矢 様からの大崎町の事例等を発表させて頂きたいと思っております。

以上が、②、③の件についての御報告でありました。以上よろしくお願い致します。

○事務局長(保久 幸仁)

6番目の協議に移りたいと思います。冒頭でも申し上げましたが、発言の場合は、挙手と名前をお願いしたいと思います。そして、議長の許可をもらってから、発言を再度皆さんにお願いしたいと思います。それでは、協議の方、小原検討委員長、よろしくお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三)

それでは、協議に移らせて頂きます。本日の議題の協議の四角がありますけれども、これに従っていきます。本日の検討委員会が拡大検討委員会という形で、清掃事業の審議会との合同になっております。その意味というのが、できるだけごみ処理の問題をスピーディーにやっていると、提

案の部分と実行の部分をクリックさせるという考え方になっております。

それともう一つが、実は本日から委員として御協力頂いております、大崎町の実はその日本一になる過程の所で、進め方という所を参考にさせて頂きたいという所があります。

お話を伺った所では、自治組織、衛生自治会という所が大崎町にあって、そこが実はこういうふうにしたいという事を決定していくという、町とか行政から下りてきたんじゃないなくて、下の方から提案する形になってきているという、それが実は大きな鍵であったというふうになっております。

本日の会議の中で、白四角の最後の方に、設備の故障等の原因の話が出ていますが、ここでごみ分別という事が、実は非常に問題であったという事が説明される予定になっています。この中で、徳禮委員にお話を頂きたいと思っております。一番皆さんが、本当はお聞きになりたい所だと思うんですが、そこをしばらくお待ち下さい。

それで、本日は、一番大きな課題は2番目の四角の所です。新設候補地に関する回答と書いてございます。これは検討委員会で、前回お願いした部分で、3町の持ち回りという考え方が、徳之島のごみ処理施設の建設の時になされています。それを尊重する形で委員会では報告という形で、連合長に上げ、連合長から天城町への打診という形で動いております。

期限を失礼ながら切らせて頂いて、現在に至っているわけですが、今回天城町の森田町長から報告を頂きましたので、2番目の部分を最初に審議、協議させて頂きたいというふうを考えます。

資料の別紙に出ていましたかね、お手元の中に、こういうのを押したものがあると思うんですが、ありますよね。それをちょっとご覧下さい。まず、回答内容を確認という事で、事務局で読み上げて頂けないでしょうか。

○指導主幹(佐平 勝秀)

皆さんのお手元に、令和元年8月19日付 小原 幸三 検討委員長宛てに頂いている文章が別紙で、A4の1枚紙であると思うんですけども、そちらをご覧頂きたいと思います。

本文を読み上げます。

「平成31年3月20日付の貴検討委員会より中間報告を受けて、検討内容の報告(2)について以下のように回答致します。検討内容の報告(2)現在の施設建設時の新施設の建設候補地に関する3町持ち回りの申し合わせを尊重し、該当する自治体に新施設建設を受け入れる意思の有無を確認する。受け入れにあたっては、新施設周辺住民の同意を得る事を必要とする。」

施設受け入れの期限を※2019年6月末日とするとありますが、第3回検討委員会において期限は7月末日で変更致しました。この件について、「現在の施設建設時に新施設の建設候補地は3町持ち回りの申し合わせにより、次期候補地は天城町であるという認識のもと、本町ではこれまで町議会(令和元年6月13日)、町区長会(令和元年7月5日)、町地域女性団体(令和元年8月9日)での説明を実施致しました。また、7月25日からは、『むらし語ろう会(集落座談会)』において、町民への説明を現在行っている所であります。全集落への説明終了後に、町議会とも協議し、受け

入れについての回答を正式に2019年内に決定する予定です。以上のような状況を御理解頂き、暫くの猶予をお願い申し上げます。」と天城町 森田 弘光 町長より検討委員長宛てに頂いております。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございました。この頂いた回答は、今読み上げて頂いたものになっています。

それで、確認でございますが、検討内容の報告という所で、まず、第1番目の所ですね、この3町持ち回りの申し合わせを尊重したという事で、この部分に対しては、その下の段ですね、この件について、建設候補地は3町持ち回りの申し合わせにより、次期候補地は天城町であるという認識という形で答えて頂いております。新施設を受け入れる意思の有無を確認という事が、報告の中で書いてあるんですけども、これは簡単にはできないという事は、その自治体として手続きがございますのでという事は、予め伺っております。その下、受け入れにあたっては、この新施設周辺住民の同意を得る事を必要とするという事も、ここに加えさせて頂いているわけですけども、この部分に関しましては、この下の2行目の所です。「これまで」という所で、これまで町議会、それから町区長会、それから町地域女性団体、そこへの説明を実施して頂いているという事で、まず議会と主だった団体の所の説明が終わったというふうに書かれています。さらに、その7月25日から集落の座談会、これをおいて町民への説明を現在行っているという事で、ほぼ終了し、あと少し残っているという事を伺っております。この新施設周辺住民というのは、全地区という形で捉えられて全体への説明をして頂いていると。この同意を得るという事は、そのための説明を十分にしなければいけないというのが前提になりますので、ここを丁寧にして頂いているという事については、非常に委員会としても感謝申し上げたい所だというふうに思っております。この回答文の中で、全集落への説明終了後にどのように手続きをしていくかという事が記されております。説明終了後に町議会とも協議し、受け入れについての回答を正式に2019年内に決定する予定ですという事で、これが行政として決定するという事を明確に書いて頂いている所であります。今、この回答の中で、委員会として、この審議を進めていくという所で十分に地域への説明をして頂いているという事、そして、それがほぼ終了し、今後決定のための過程に、手続きに入っていくという事が記されておりますので、これは限られた審議の場があります。9月、12月、そういった議会の所を指しているというふうに思っているわけですが、年内に決定するという所で、この委員会としても12月には、ほぼこの内容を確定致しますので、それとほぼ並行する形で、天城町の対応が決まっていくであろうというふうに考える事ができるかと思えます。そのような意味で、このしばらくの猶予をお願い申し上げますという回答になっているというふうに理解している所です。現在、この回答と説明を行った所ですが、皆様から御意見とか何かありましたら挙手でお願い致したいと思えます。その前に、天城町長から少し補足的な説明があらうかと思えますので、お聞き願いたいと思えます。

では町長、お願いします。

○副連合長(森田 弘光)

少し前置きをさせて頂きたいと思います。第2回検討委員会が終わった所で中間報告という形で、小原先生からお話がありました。そこで3町持ち回りの申し合わせ事項という事があります。

実は、私が町長に就任したのは、皆さん方、御承知のように昨年12月27日です。いわゆる文書の形で私がごみ処理関係で町長として接したのが、3月20日の中間報告で、「6月まで返事をしろ」というのが初めてでありました。そういう中で確認をとりましたら、平成15年度当時に、これは皆様方、承知かと思っておりますが、いわゆる次の建設地は持ち回りで、口約束であって何ら文書で残っていないという事がありまして、そんなもんかなというふうに思いながら、またそれはそれで事実でしょうから、そういう事かなというふうに感じながら、「町としてはどうしましょう」という事で、高岡町長と大久保町長にまずは1回、机に向かってお話をしたいという事で3月26日にお話しました。

これは、今日皆さん方に配られているかと思いますが、25ページの資料だというふうに私は思っております。そういう中で中間報告という形で、「次は天城町だよ」という話があるという事で、大久保町長、高岡町長、どうしようというのがありまして、その間、「次の建設地が徳之島町であれ、天城町であれ、伊仙町であれ、今の現施設については複数年かかるでしょうけど、その間、どうしましょう」というお話の中で、何らかの「これまで15年前の轍を踏まないようにしましょう」という事で、3町長、「これから何かやる時には、何らかの形で文書で残していきましょうよ」というのをやったのが、25ページのこの文書だというふうに、合意書だというふうに私は認識し、その後、町としてはどうすべきかという事で作業を進めてきた所です。それについては、今事務局と小原検討委員長先生からもお話があったように、それぞれの組織、団体と、また昨日の夜で全集落、一応回った所です。そういう中で今日まで来ておりますが、その各種団体・協議会、そして集落座談会の中でお話しした事については、今の平成15年度に稼働した現クリーンセンター、ごみ処理施設が老朽化をして大変な状況になっていると。そういう中で平成15年の稼働当時に次の建設地という事で、天城町だという話があるという事、これについては、いわば行政の問題であり、また予算化とか色んな問題があるので、ここについては、これから皆さん方と情報を開示しながら進めていきますという事。もう一つは、今課題になっております、ごみの収集、分別、資源化という事なども非常にソフトパワーといえますか、お互い島民一人一人の問題として、ごみの収集、分別については課題があると。それについては、このような形でお願いしたいという事で、ここについては、うちの町民生活課長がお願いしてあります。いわゆる、その更新については、私からお話をさせて頂きました。ただ、これまで大きな中で、これはまだ会議録も何もできておりませんが、私の感触としましては、いわゆる積極的な反対論というのは出ておりません。ただ、色んな意見も出ました。「持ち回りとかというのは大変だから、いわゆる恒久的な、恒常的な何か施設を作ったら良いんじゃないか」とか、「3町でやるとどうしても色んな、それぞれ3町に気兼ねをしないといけないから、町独自で作ったらどうか」というような意見も出ました。その他色々意見が出ましたが、いずれにしても、その懇談会、座談会の中で是か非かの決を採ったわけではありません。そのために、今、小原先生がお

っしやったように、一応は色んな団体、そして地域の方々にお話をしていきましましたので、これからさて、その是か非かについて、その持ち回りの申し合わせ事項を基準として、これから色んな手続きをして、天城町としての意思決定に入っていきたいというのが私の今の考え方であります。ただ、この中で場所がどうのこうのとか、施設の形態とか規模とか、色んな事務所の問題もありましたけれども、そういった事については、今議論はしておりません。ただ、天城町が受け入れる、そういった申し合わせがあるという事を町民の方々には、しっかりと伝えてきたというふうに思っております。これからまた、色んな意見が出てくるかなとは私は思っております。以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございました。今の段階で検討委員会にとって必要なのは、申し合わせというようなものがあって、それを曖昧な形で今後の議論が進められないという事で、こういう手続きを踏ませて頂きました。これに関する、森田町長の御説明の中で、その申し合わせという事を十分に住民に伝えて頂いて、どのような反応状況だったかという所は報告頂いたというふうに思います。

それで、「こういう申し合わせがありますよ」という事に対して受けとめるという状況が、ほぼ出来ているのではないかというふうに思います。最終的な部分については、町としての決定なんですけれども、これは実は検討委員会から色々する事ではございません。これは本来、この広域連合の中のごみ処理施設ですから、広域連合が次の手続きに関与していく事になります。

検討委員会としては、この申し合わせという所を尊重し、それを認め、それによって行動が起こったというのが今回の確認だというふうに御理解頂きたいと思えます。

他に何か御質問等はございませんか。

○副連合長(大久保 明)

ただいまの森田町長の件につきまして、私たち、この持ち回りという事の議事録が全くないというふうにならずと探してもなかった中で、松山議員が吉岡町長の第1回の議会での答弁の中で持ち回りという申し合わせがあったというふうな文言があったという事を初めて知りました。

それまでは、色んな政治の場での話ではありますので、議事録がないという事は決定的な事でありましたけれども、この事は大変重要ではありますけれども、しかし、これは天城町議会での答弁事項であります。そして、17年が経過致しまして、この焼却炉の考え方、そして国の制度も順次変わっております。そうした中で、ごみの減量をどうしていくかという事、それは生ごみの堆肥化であり、そして今、3町で取り組んでいる事は、いかにしてダイオキシンを減らすという事が、これができるかどうかという事が、その場所の選定と同様に、それ以上に重要な課題だと、今考えております。

今日は大崎町から徳禮さんも来て頂きまして、夕べも色々お話をしました。

そして、伊仙町の区長会の方々も参加して、色々話したのは、やはり私が冒頭に話したように、ごみは宝であるという認識を共有していくという事が、今の最大の課題だと思っております。

検討委員会の中で検討委員長が、順次色んな事を決定していく事が重要であるという事でありませぬけれども、それはそれで当然重要であると思います。しかし、私は先ほど松山議員から、伊仙町協議会の目的は何であるかという事でありました。私は、これは猛省しているのは、立地自治体である伊仙町に、広域連合の中での立場が持ち回りの中で、対等であったという事に対しまして、あのクリーンセンターは伊仙町にあって、伊仙町民が多大な影響を受けているという事が過去に、やはり利用されなかったという事は私自身が反省しております。

その結果、このクリーンセンターの職員のトレーニング、そういうものが疎かになったり、その事がこの焼却炉の老朽化を進めてきたり、野積み状態などになってきた事に関しまして、広域連合の中での責任は、私は立地自治体としてしっかりと負っていきたくと、今考えておりますので、先ほど話したように、いかに生ごみを少なくしてダイオキシンを減らしていくかという事が、場所の選定は今年中にやっていく事だと思いますけれども、今議論すべきは、いかにしてダイオキシンを減らすかという事も、皆様方、各委員一人一人がしっかりと自覚をして頂きたいと考えております。

この煙が出るたびに、あれは本当に煙ですけれども、あの中にダイオキシンがあるという恐怖感をずっと伊仙町東部地区の方々は持っておりました。その事を6、7年前からダイオキシンの基準値以上に出ていた事も、これは我々もその事を厳しく確認しなかったという事もありますけれども、それと野積み状態が始まったというのは、ほぼ並行しておりますので、やはりその事を解決していくためにクリーンセンターの職員を増やして、色々視察に行ってもらったりしている状況であるという現状をどうするかという事も、ぜひ検討委員長にはしっかりと取り組んで頂きたいと考えております。

以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

今、大久保町長から出ました件というのは、場所の選定という問題と現状の設備の問題、ダイオキシンという問題です。それは今回の議題になっておりますので、この後半の部分の所で十分に議論する事になっております。もう一つ、大久保町長が猛省という事で、自ら言われたわけですけれども、この検討委員会の中でやるべき事の中で、クリーンセンターの中の運営であったり管理であったり、その問題というのは、今回は議題としては入れておりませんが、次回の所でそこを入れる計画にはなると思います。また、その中で十分に議論頂ければと思います。

この新施設候補地に関する回答という所で、ここの部分で大事なポイントの部分の所というのは、先ほど私ちょっと申し上げたんですけれども、「この3町の申し合わせという事を尊重し、それを受け入れて、認識して動いておりますよ」という事。その事実が、ここに書かれているという事で、まずここまでの所で、検討委員会は、この申し合わせの部分の部分が動いていると、そういう形の理解をしているわけですが、この回答に対して、この申し合わせの形で動いているという事。

今、天城町さんがこういう形で動いているというのを御確認頂くという事になろうかと思ひます。

今、こういうふう天城町が動いているという事、それを御確認頂く資料という事で、この「暫く猶予

をお願いしたい」という事が書かれておりますので、これはまた検討委員会としても尊重すべき事であるというふうに考えております。よろしいでしょうか。今回のこの受けとめ方は、そういう受けとめ方になるという事です。確認ですけれども。

○検討委員(樺田 和也)

一点だけ、天城町長の森田町長にお伺いしたいんですけど、候補地のお話はないような、先ほどまだ決まっていないような、候補地というか、説明は行っているけど、どこに作るかというのは決まっていないようなお話だったと思うんですけど、全くそのお話というのは何もない状態なんですか。それとも、どっかには作るという話のベースで皆さんにお話しているのでしょうか。

そこだけ確認させて下さい。

○副連合長(森田 弘光)

お答え致します。今、事務局からお話のありました、いわゆる説明会、座談会の中で、あるピンポイントで特定の地を名指してお話した事はございません。ただ、やっぱりそれなりの、どのぐらいの面積が必要とか色々な話がありますので、そういう中では、やはり大体絞られてくるのかなというふうには私は思っております。ただ、私の口から、この場で言う、そしてまた我々これから議会とも話をしていけないといけませんので、そこら辺は議会の中で色々な議論も出てくるでしょうし、そういう形で合意形成、逆転でノーという場合もあるかもわからないんですけど、私の中では、「そういう15年前の約束がありますよ」という事でできておりますので、そういう中で進めながら議会の中で自ずと絞られてくるかなというふうに私は考えております。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。(発言する者あり)

○検討委員(酒匂 源宝)

酒匂ですが、よろしく申し上げます。15年前には、当初、私も携わらせて頂いて、当初は3町長が、ごみ処理施設は、ごみだという事で3町長とも嫌って、そして当時の天城は吉岡町長、そして伊仙は樺山町長、徳之島町は勝町長さんで、この3名の方で3名とも取りたくない。

そして、その当時、ダイオキシンが大変問題になっていまして、特にこの伊仙町は野焼きをしていましたので、徳之島町、天城町は施設がちゃんと出来てやっていたんですが、そういう事で、どうしても伊仙町も、天城町も、徳之島町も「要らない」と、「伊仙町に作ってくれ」と。

野焼きしているからという事が、当時の実際あった事で、吉岡町長も手を挙げているわけじゃなくて手を降ろしている。勝町長も手を降ろしてやっている状況だった事だけは皆さんもわかって頂いて。あの当時は、本当に樺山町長も、伊仙でも、伊仙の中部とか西部でやろうとしたんですが、み

んなに嫌われて、「どうにか助けてくれ」という事で、目手久の集落に泣きついてきたと言うたらおかしいですけど、液肥センターにしても然り、今度ごみ処理場と、本当に住民は「液肥センター、汚いものばかり樺山町長が持ってきて」と言われながらも、目手久の集落の人たちは我慢をしてやったという経緯がありますので、これは皆さんもよく理解をして頂いて、今後のごみ処理場に関して意見を言って頂きたいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○副連合長(森田 弘光)

ちょっと一言だけ。ほんのちょっとニュアンスが違うなという所があつて、先般地元の新聞にも出たんですけど、天城町では色んな議論があつたという事がありまして、当時私たちのクリーンセンターもダイオキシンで悩んでいたんですが、そこで「1億円かければダイオキシンを除去できる装置があるんじゃないか」と。だから、「あえて一緒にならなくても良いんじゃないですか」という意見はあつたと。そしてまた、それをどちらかの新聞だかわからないんですが、今、コピーを持っていないんですけど、そういった議論があつたという事も新聞の中には書かれてはいます。

大きな流れとしては、今酒匂委員がおっしゃった事のような方向だとは思いますが、天城町の中では、「そこに1億円ぐらいかければダイオキシンを除去できるんじゃないか」という意見があつたというふうには承知しております。

○検討委員長(小原 幸三)

よろしいでしょうか。大久保町長。

○副連合長(大久保 明)

先ほども申し上げましたけれども、ダイオキシンが社会問題になった頃と、それから目手久にクリーンセンターが出来て3年後ぐらいに、熔融炉というのを不要だというふうな話になりました。

要するに、ダイオキシンを完全に出ないようにするまで、もう一回溶かしていくという方法は、それからなくなつたわけです。ですから、そのダイオキシンに関する恐怖感というものは、かなり緩和はされてきておりました。そういった中で、当初の口約束というのが、本当に今は時代が大きく変化してきて、経済的な面、そしてごみはいかにして利益を生み出すかと、そういう時代になってきた中で新しい価値観が生まれてきているわけです。ですから、今目手久の方々、一部過激な方々が会に出てきて、委員の方々は大分目手久地区は大反対しているだろうという前提で、そしたらどっかに移すべきだという考え方が当初ありました。しかし、根気強く、色々説得をしていきますと、今区長の方々が天崎町に行って視察してくると、町民の方々の意見も大分、考え方も変わってきているという大きな社会的な価値観の変化、そして食品ロスとか、そういうふう環境問題などが、本当に世界的な社会問題になっていくという状況を視野に入れながら、私たちは次をどうしていくかという事も、場所の選定、そして目手久地区にあれだけの土地に最終処分場から熔融炉から全て水

処理場を作っているのを、あれを今、国全体のあの当時、ダイオキシンの問題から出てきた焼却炉は、ほとんどが長寿命化という事で各自治体で延命化をしている流れがあります。

それが具体的に、どのぐらい経済的効果があるか。また、新しく島で焼却炉を作っていく場合、この前小原検討委員長ともお話ししましたが、その規模は今の半分以下で良いのではないかと。そして、このダイオキシンという、ああいうものを、燃料をいかに減らしていくかという事は、24時間ずっと燃やし続ける事がはるかに効果的であるという事なども我々は考えながら、次のどうしていくかという事も議論を同時にしていく必要があると思います。

今日は小原先生が、今日の委員会の中で「場所は天城だと」というふうに決めなければいけないという事を、この前話した時に聞いて、私は本当に驚いたわけです。これだけ目手久地区の方々が、恐怖感を持ってずっとやってきて、やっと説得して、ごみは宝であると。そこから、リサイクルで雇用も生み出していけるという事がわかってきた時に、15年前の価値観と今の考え方は逆転してきているような気が致しますので、そういう意味で、私は今回このように決定していくのは間違いではないかなというふうにずっと考えておりましたので、小原検討委員長にも、その辺の事について、少しお考えを経済的な面も含めて伺いたいと思います。

○検討委員長(小原 幸三)

はい、わかりました。少し誤解があるように思います。この検討委員会の中で場所の選定という事をしていくわけですが、この場所の選定というのは、この検討委員会が単独でやれるものではございません。過去の経緯を考え、そして、今このように議論しながら進めていくわけです。

一步一步、進めていかなければ次の段階に到達する事はできないわけです。

今、大久保町長の中にもありましたように、現在の設備と近未来の設備の条件、それはイコールではないだろうという事を言われていたと思うんです。例えば、そこが2分の1になるとか、そういう事ですけども、そういった事も、これからの検討委員会の課題になるという事は十分認識しております。今の新施設候補地の回答の次に、西目手久集落自身がどのように考えているかという事が議題に挙げてありますので、今の大久保町長の回答に対しては、西目手久集落の状況を、こういう自治体と町の中の構成としての区がどのように考えていくかという事。

そして、今日の報告の中でもありましたように、この西目手久と町が協議していくという、そういう場も設けてありますので、この議論をここで続けるというのは、ちょっと検討委員会の趣旨からズレてしまうと思っています。まず、次の議題に移っていくために、天城町からの回答の部分、この形で検討委員会としてはお受け取りしたいと思うんですが、このお受けする事について異議のある方はお願い致します。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○検討委員長(小原 幸三)

この回答をお受けするという事で収めさせて頂きたいと思います。それで、次の議題に移ります。
西目手久集落の意思集約のアンケートについてという事で、西目手久集落では、度々の会議を重ねて、今到達している、今どういう状況にあるかという事を区長の美山委員からお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○検討委員兼清掃事業審議委員(美山 保)

区長の美山です。ごみ処理施設に関する西目手久地区の意見集約について(案)。
これは29ページでございます。29ページをお開き下さい。2019年8月10日、西目手久集落の集会を行いました。真ん中から下を読ませて頂きたいと思います。

「地域住民の安心安全の確保は地方自治体の責任であり、住民と現状認識を共有する事が必要です。西目手久集落としては、地区の皆様の安心と安全を守り、徳之島のごみ処理に一定の役割を果たすために、以下の事を西目手久集落として決定したいと考えています。

皆さんの御判断をお願いします。内容に関する質問は区長に問い合わせして下さい。以上。
下線部のいずれかに丸をつけて下さい。

1)西目手久地区の最終処分場とリサイクル施設は残し、新施設のごみ焼却処理施設は西目手久地区に建設しない。

2)新施設が建設されるまでの今後5年間、現施設の法定基準値内の運転継続を認める。」

賛成、反対。そして署名をとって、2019年8月27日まで頃に一応、アンケートを回す予定にしております。そして、その中で御意見とか御提案を書くようにしてあります。

以上です。よろしくお願いします。

○検討委員長(小原 幸三)

今、西目手久地区が地区としての意見集約、意思の集約というのをどういう形であるかという、まだ、これは案ですけれども、一応こういう形が考えられているという事です。

美山区長、スケジュール的にはどういうふうな事になりますか。

○検討委員兼清掃事業審議委員(美山 保)

8月27日に目手久の検討委員会が行われます。説明会を行います。

その時に、また再度この案を提案して、そして、アンケートに入っていく予定をしております。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。今、この27日に予定されているのが、この検討委員会の地区への説明という件であります。この間、ダイオキシン等色んな問題がありまして、それに対する詳細な説明を地

区の皆さんが聞いた上で、今後どうするかという事を意見集約していくという区長さんからの説明です。今、御説明のあった29ページの件で、2)の所に、前回の5月13日の会議で西目手久集落の見解と要求という形で書類が出されているんですけれども、それに対する回答というのが8月8日に回答頂いております。それに対する対応を頂いた後に、こういう会議がなされているわけです。

これは27ページをご覧ください。高岡連合長から、西目手久のごみ処理検討委員会の検討委員長である美山さんに出されたものであります。これは高岡町長、説明されますか。

よろしいですか。「次の段階で」と呼ぶ者あり)次でいいですか。この件は次の所で説明するという事で、今こういう区と、それから連合とのやりとりが可能になっています。

出来る、そういう信頼関係があるという事です。そのもとの、この動きが起こっているという事です。

今、西目手久のこういう進捗状況について何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。どうぞ。すみません、委員外の発言については、この中では了承がとられておりませんので、まず委員の発言をお願いします。

○検討委員兼清掃事業審議委員(富岡 頼常)

富岡と申します。今、西目手久から色んなお話が出ております。これも、こういうお話が出るという事は、現在のダイオキシン関係やら、目手久だけじゃなくて私ども面縄ですけども、ここら辺も同じ事なんです。だから、ダイオキシン対策を早くやって欲しいという事じゃないかと私は思っております。そうしないと、天城町が次に受け入れると言いましても、受け入れられるもんじゃないわけですから、こういうのをぴしゃっとした、何でもないんだ、幾らしてもダイオキシンなんか出ないというふうな結果が出てこない、次の受け入れ地区、徳之島町でも、もちろん伊仙町でも、天城町でも、私はしないんじゃないかと思ったりも。さっき、酒匂さんから言われましたように、この会合をずっとやっております。この対策が私は住民啓蒙も、ちょっと遅いんじゃないかなと思って、これを早くこうして各集落でしょっちゅう区長さんなんかいますので、会合を持って頂いて、ごみの処理のやり方なんかを十分説明して、「こうしないとだめだよ」という事を、ずっとダイオキシンが出るのであれば、それが止まるまでやっていくような説明会やなんかも私は十分しても良いんじゃないかなと。

今、「名前を書いて、これを入れないで出さないよ」というふうな状況をしていても、こういう状況なものですから、これを徹底して、この集落で常に会を開きまして、足りないんであれば月に1回でも良いし、2、3カ月に1回でも良いですから呼んで、集落に集めて頂いて、ごみの出し方の講習会みたいなのもして頂いて、生ごみの処理のやり方でダイオキシンが少なくなるものであれば、そういうふうなやり方を私はちょっと手薄じゃないかと思っております。

これをもう少し強くやって頂かないと、いつまでもこういう事。こうして「安心だよ」という事になれば、「目手久の方で、もう少し置いといても良い」と。ごみと云ったら、良い事があるんじゃないかというふうな集落の状況が出てくるかもわかりませんし、できたら言われましたように、もう少し各町で、集落ごとに、ごみの出し方の勉強会をぴしゃっとやって頂かない限りは、もしかするとダイオキシン

が減っていかないんじゃないかなというふうな心配をしている所です。

もう少し町全体でも、3町で考えて減らす方向、そして「目手久地区で安心して置いても良いよ」というふうな状況、できる状況を作ってもらえればありがたいと思っております。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。今、富岡委員から言われた事は、この地区の皆さんの文書の中に地域住民の安心安全の確保が地方自治体の責務であると。要するに、住民の安心安全を地方自治体、あるいは連合、そこがしなきゃいけない責任なんです。それと、住民と現状認識を共有するという事です。この共有という事がされていなければ、物事は進みません。

だから、こういう場というのは、共有の度合いをお互いに認識する事と、それから改善という所に行くという事になろうかと思うんです。今、この進め方という所で、地区としての思い、それから全体のあるいは周辺、西目手久だけじゃなくて、その周辺においても同様の考え方がある。

それと、本質的な問題として、このごみという部分をもっと考えなきゃいけないという部分が出てくるかと思えます。後ろで、実はダイオキシンが、今出す装置がどうかという事は出てきます。

もしよろしければ、後、御質問とかなければ……。 (「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり) どうぞ。

○副連合長(森田 弘光)

委員ではないんですが、美山区長さん、いわゆる本体と最終処分場とリサイクル場を分離するという考え方といいますか、ここら辺の考え方がちょっとよくわからないんですが、「一緒に行ってもらえませんか」という所かなと思っていましたら、こういうアンケートが出てくるという、この論議の進め方の中で、こういう考え方というのは、どういう事なのか教えてもらえませんか。

あと、富岡さんがおっしゃった事について、私たちは不幸中の幸いかどうか、このクリーンセンターの問題が出ましたので分別収集、それから、色んな事についても2段構えで全集落を回らせて頂きました。そういう中で、色んな意見が出てきましたので、もうちょっと深く、具体的な話をこれからまた、さらに進めていきたいなというふうに思っております。(発言する者あり)

○検討委員長(小原 幸三)

ちょっといいですか。

○副連合長(大久保 明)

質問の1の意味がよく理解できないんです。これが、もし2番で運転継続を認めるという事に反対だったら、これはすぐ中止するという事ですか。

○検討委員長(小原 幸三)

2番の部分が、これは反対が多数決であれば、地区としては、それは認めないという事になるでしょうね。

○副連合長(大久保 明)

ですが、新施設というのは、場所は目手久である可能性もあるわけですから、新施設が建設されるまでの5年間、もし継続運転を認めるに反対だったら……。

○検討委員長(小原 幸三)

いや、それはこの区の中で議論している内容ですから、この1番の所では、この新施設の所は西目手久地区内に建設するか、しないかということを問うているわけです。

この中で、色んな組み合わせの中で考えているよりも、やっぱり区としては、この区の検討委員会の意見、それから区の会議、そういったものを経て、こういう形にいつていますから大体の内容の把握という事はなされているわけです。だから、組み合わせとしては、例えば、賛成、反対という所の組み合わせを見ていけば、色んな事が考えられますけれども、今までの経緯等を考えていつて、どういう形で諮っていつたら良いかという事です。そして、それとこの内容について、単純に「施設は外に持っていきなさい」という事を問う事も、もちろんできるわけです。最初の案は、そういうのが出ていたんですけれども、それじゃなくて、もうちょっと考えなきゃいけないと。目手久が、「これは要らんから蹴っ飛ばせ」という、そういう感覚ではなくて、このごみ処理施設というものが、実は3町の持ち回りという案ともちょっと関わっていて、1の部分です。どういう事かという、先ほど委員の中からもありましたけれども、天城町も焼却炉がありました。そして、徳之島町もありました。そして、現在伊仙町もあります。

3町、そういう施設を持っている事になります。そして、県の方には、現在稼働中のものというものは、この連合のものになっていると思います。1つ、焼却施設と関連しているのが、最終処分場というものです。灰を溜める場所です。これは、そこにダイオキシンがあつたりして特別に管理をしなければならぬものになっています。最終処分場という形で、県に届け出があつて公表されています。

そのデータを見ると、徳之島町と伊仙町は最終処分場ありになっています。

天城町は、実質的に処分場として使っていた部分というのは、「ここでしたよ」という事は確認しているんですけど、それは県の書類の中では、そのデータの中ではありません。

「最終処分場なし」になっています。だから、こういう所が、今後色んな所で協力してやっていかなきゃならない部分が3町の中ではあるわけです。

ちょっとした考え方の転換点だと思うんですが、3町持ち回りという言い方に対して、3町協力体制という言い方に置きかえる事をするならば、この町が、ちょっと困っている事、あるいは困難な事を他の町がやる事で、徳之島としてやっていく。それは連合のスタイルだと思うんです。

だから、この町の考え方というものを3町協力体制のもとで、このごみ処理をやっていくという形に、これは考え方というよりも物の言い方、視点の問題だけです。

もし、それ以外の思惑があるとすれば、それはまた別のものだと思います。住民と行政との関係の中においては、3町は協力してやるべきなんです。その意味において、今この議論の中で一つ重要なポイント、これは検討委員会の進め方として、次回以降では、そこをもっと明確に示していきたいと思うんですけども、現在の施設の中で何が悪くて、何が使えるかという事を明確にしていきます。そして、その中で重要なのは、現在の伊仙町内の施設について、最終処分場という所が使えるという事で連合からは、「あとこれくらい使いたい」という説明が当初ありまして、そういう発端になっています。だから、現在使えるものが伊仙町にはあります。それは、最終処分場だけは確実に使えます。それもかなりの建設コストを要するものです。

今日の後ろのお話で、ダイオキシンの問題というのは、かなり深刻だという事を御説明する事にしようかと思うんですが、「ちょっと休憩を入れて下さい」という事務局からの要望がありますので、3分だけトイレ休憩という事をさせて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。3分。

<休 憩:午後3時10分>

<再 開:午後3時17分>

○検討委員長(小原 幸三)

じゃあ、協議を継続したいと思います。(発言する者あり)はい。

○清掃事業審議委員(秋田 浩平)

天城町の秋田といいます。私たちは清掃事業審議委員会という事で、今回初めてこういう場に招集されました。拡大委員会という米印で打って呼ばれたわけですが、検討委員長が最初に協議の中にこの拡大委員会という事で、検討委員会及び清掃審議拡大会議の開催趣旨と言っているのを、先ほど来から聞いていると、飛ばしたんですよ。そうされると、私たち清掃審議委員会というのは、54ページに私たちが協議する事項というのが謳われているんです。

一般廃棄物処理手数料問題、指定ごみ袋販売手数料問題、その他、特に連合長が必要と認める事項と、私たちの職務が決められているんですよ。ですので、この会の始まる時にそこを飛ばしたのがずっと疑問になっていたんで、じゃあ何で今日私たちを、三町の代表で来ていますけど、呼ばれたのか、まずその趣旨説明をしてもらわないと、私たちの協議内容とこの拡大委員会の協議内容がどこに接点があるのかという事なんです。接点はありますよ、分別の問題とか、色々。

でも、その説明がなされないんであれば、今まで聞いていたのが私たち初めて聞く事だらけなんですよ。その意味合いがわからないんで、その所の趣旨説明からお願いしたいんですけど、よろしいですか。

○検討委員長(小原 幸三)

失礼しました。今回のこの開催趣旨というのが、ちょっと先ほど少しは触れたんですけども、この委員会の中で、検討委員会というのが条例で決まっています、この清掃審議会も同様にそういうふうに決定しているものです。それで、前回の検討委員会の中で、検討委員会で検討する事は良いけれども、実際のごみ問題というのはこの清掃審議会が色々動かしていく部分があるんじゃないかという事なんです。でも、実際に今秋田委員が言われたように、条例を見てみると、2つの定例の中身と、あと附帯的に連合長から言われた事というのがあります。

そこが、今条例だけ見ますと、中々ぴたっとかみ合わんわけです。それでちょっと事務局に願っていて、何とかこの2つが一緒になって、ごみ処理の動きを進められるような体制が作れないかなという事をお願いした次第です。だから、ちょっと説明が本当に足りなかったと思います。

すみません。このごみの問題が一人一人の出すごみの問題なんですけれども、それが1カ所に集まって処理されていて、その処理されている所で問題が発生して、その周辺の地区の所に色々な問題を引き起こす、あるいはみんなが、その周辺の皆さんが心配していると、これを考えていく時に、やっぱりみんなで考えないと、どうしてもできないもんですから、だから、今日の話の結果、この清掃審議会にどういうふうになっていくかというのは、本来であれば事務局からこの議題をお伝えして、書類は届いているかとは思いますが、この中身で、リンクの仕方ですね。

だから、清掃審議会の役割というのがどういうふうに可能性があるか、今の所では書かれていないわけですから、その役割が。でも、このままの状態であると、どこもそこをきちっとする所がない事になっちゃうんです。それが趣旨です。だから、今日は色々検討委員会がやっている所を清掃審議会の皆さんに聞いて頂いて、この住民の側から「実はこうじゃないのかな」というのを、本当は言って頂きたい気持ちがあります。ごみの問題について。

私も1回は清掃審議会に参加させて頂きました。今の所ここしかありませんよという事で、検討委員長として参加させて頂いたんですけども、委員会としてこれだけの人たちが一緒になって徳之島のごみを考えていくという事が、本当は大事な事です。それで、実はちょっと申し上げると、大崎町の事例というのは、住民の方からこういうごみ処理をやっていこうという提案になったんですよ。それならば、みんなが約束事を守ってくれるし、例えば住民が条例を決めたり、色々な約束事を決めていくという事も、地方自治法でちゃんと出来るんです、それが。だから、それを実践しているのが大崎町なんです。だから今日のお話は、大崎町の皆さんの協力を得ながら、徳之島もそういうふうに進んでいくためには、勝手な思いなんですけど、清掃審議会の皆さんのそこと検討委員会、一緒になれば何か新しい形の進め方が出来るんじゃないのかなというふうにお聞きした所では、年2回しか会議がないという事で、中々それで実質的なごみのやり方を変えるという議論は中々難しいと思っているんです、実際的に。だから、ここと結びつく事で、何かそれぞれがごみの問題を進める役割をもっと果たせるんじゃないのかなという思いなんですけど、この説明でよろしいですか。

○清掃事業審議委員(秋田 浩平)

一応、今のようです。まず、清掃審議会の中に、別に臨時で会合持つのは私は構わないと思うんで、予め「こうこうで、こういうふうな拡大委員会に参加してもらいたと思います」というような一言あれば。私、天城町の場合は、課長補佐の方に「清掃審議会の中に、このごみの関係を議題として取り上げるのもまんざらおかしい事じゃないですよ」と、これが「本筋ですよ」というふうに前言っております。ですので、やっぱり私たちも急にきて、今多分こちらからこのメンバーなんですけど、やっぱり、そういうふうな前ふりがあって、私たちも聞く側としてのやっぱり前ふりがあれば、それなりのあれで聞きますけども、本当に急にぽんと飛び越えた所の話は今まで聞いていたもんですから、その所は、今の説明で納得致しましたけども、これからは、また事務局とも段取りをして、そういうふうな形で進めていってもらえれば、私たちも清掃審議委員をやっている以上は、ごみ問題が一番頭にありますので、その点は理解お願いしたいと思います。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。ちょっと私の方が飛ばしてしまって、申し訳ありませんでした。

恐らく、これからもっと連携して取り組んでいかなきゃならない問題なので、ちょっと手続き上も丁寧にしていくという事でさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

その他、何か議事の進め方とか、そこでございましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○検討委員長(小原 幸三)

じゃあ、ちょっと継続させて頂きます。今、西目手久の意思集約のアンケートについて協議しているわけですが、この件というのは、資料の25ページ、なぜ西目手久地区がこのような事をこの時期にする必要があったかという事です。25ページの中に、3町長の合意書というのがございます。

その中の特に1と2です。1の所で、この施設の稼働という文言があるわけですが、この施設を稼働する事に合意をしたというふうに、3町長は合意をしたというふうに書かれているわけです。

ただし、この伊仙町及び西目手久地区住民の施設稼働に対する同意を得た場合というふうにあるわけです。ここを考えていくと、この西目手久地区というのは施設稼働に対する同意をやった事は一切ないわけです。にも関わらず、施設は動いているわけですよ。

これは、この合意文書の中で本当は一番の問題点なんです。だから、西目手久地区というのは、多分今まで1回もそういう同意をした事はないはずなんです。だから、この文章を出された以上は、西目手久地区はこの件に対して何らかの意思表示をしないと物事が進めないという事になるわけです。同時にまた、伊仙町も自らもこの稼働に対して同意を得なければできないわけです。

だから、31年度以降も伊仙町、西目手久地区において施設を稼働する事というのは、実は非常

に厳しい事を書いてあって、もう既にこの文言にすれば矛盾が出ているわけです。

そこは、地区の皆さんはあまり厳しく追及しないで、自分たちの地区にあるごみ処理をする重要な施設を何らかの答えを出していかなきゃいけないと、過去の様々な経緯があります。

それを乗り越えた形で、結論を出そうというのが今西目手久地区の努力だと思います。

そして、これは先ほどの天城町さんの申し合わせに対する取り組み、それとも同じような意味合いを持っているものだというふうに私自身は思っております。そういう意味で、自治体の中における住民との関係を明確にしていこうという部分です。それが天城町あるいは、この西目手久地区のやり方という所に表れていると思います。この件については、協議というものの中に入れて、皆さんの意見を聞く事を取り入れていくという事で、住民との現状を共有するという事を実現している事になります。そういうふうに御理解頂いて、今地区がこういうふうに動いているという事を御認識頂ければと思いますが、一応極めて報告に近い形態なんですけれども、これを共有するという意味で協議にして頂いているわけです。御理解頂けたでしょうか。まだ、これは27日にこの連合の説明があって、その後に最終的に色んな事を決めていく事になるという事であります。だから、みんなが決めていくという事を一つ一つやっぱり重ねていくという事が、大きな混乱を引き起こさない一つの手段ではないかなというふうにも見えると思います。もし、何か御異議とかそういうものなければ、一応確認して頂いたという事で次の議題に移らせて頂きたいんですが。

○副連合長(大久保 明)

大久保です。この1番の①です。これは、伊仙町協議会は間に入らなくて良いわけですか。

○検討委員長(小原 幸三)

これはこの伊仙町協議会の所は、伊仙町と目手久地区の協議になりますので、目手久地区がここをこういうような意思をはっきりした後、協議の中に入っていき事になります。

だから、これはやっぱり最終的に責任を持つのは伊仙町が行政としてやっていくものですから、ただ、この住民との現状認識という所で、住民の現状認識を把握する所は地区でやらないといけないと思うんです。その後は、協議会でどうしたもんですかという、こんな事ですが、という事で協議していかなきゃいけないだろうというふうに考えます。そういう事になります。

美山区長、何かございますか。これでよろしいですか。美山区長。

○検討委員(美山 保)

一応、西目手久の方でこういうアンケートをとった後に、きちっと協議会の方に、伊仙町の検討委員会、そういう所に提案して出すと。そして、協議会できちっと回答をもらうという事でやって、そして広域の方にそれを提案するという事になろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○検討委員長(小原 幸三)

今、だから地区の意思が表明できないと次の行動が移れないという事で、御理解頂ければと思います。それじゃあ、御確認頂いたという事で、次の議題に移らせて頂きます。

次の議題が、ダイオキシン類の排出に関する施設の危機管理という議題になっております。

これにつきましては、高岡連合長の方から説明を頂き、後、補足で総括主任の方からお願いしたいと思います。じゃあ、よろしく。

○連合長(高岡 秀規)

皆様お疲れ様でございます。まず、西目手久集落の皆さんからの要望ないし提言というのがございまして、ダイオキシン問題を早急に片づけなければ理解が得られないという認識で、このダイオキシン対策を早急に急いだというのが今でございます。そのために、燃やし方の研修でありますとか、ごみを燃やす年間の計画でありますとか、あと機械の保守点検をしっかりとするという事が、今まで疎かになっていたという事でありまして、しっかりと行っていこうというふうに思います。

そして、ダイオキシン問題につきましては、皆さん新聞等でもご覧になったと思いますが、まず飛灰、つまりは埋め立てるものの灰については、ダイオキシンが3ナノグラムという基準がございまして、そしてまた空気中に出す排ガスでのダイオキシン濃度が1ナノグラムでございまして、今まで飛灰についてのダイオキシン濃度が高いという事で埋め立てというものはできないという所から、今後は、もしダイオキシンの基準値オーバーした場合は、島外へ持ち出すという事で今考えている所であります。そして、今回1ナノグラムの排気ガスにつきましては、今まではクリアしていたんですが、今回の検査によって、基準値が1ナノグラムですが、4.8ナノグラムであったと、非常に高い数値が上がってきたという事で、現場の方では、その原因追及を早急に進めて、今は基準値の0.26という事で、1ナノグラムを大幅にクリアしたという事であります。

このダイオキシンの発生の素となるのが最初に燃やす所で、再燃焼室とかがございまして、800度以上ぐらいで燃やさないといけないという事であります。800度以上で燃やすとダイオキシンが分解されると、合成されても分解されるという意味で、800度の燃焼温度が必要であるという事で、これが今までは疎かになっていたというふうに私は認識しておりまして、現場の方に常に800度の温度を保つようにという指示をした所であります。そしてこの燃えたガス、灰が急速に冷却、200度ぐらいまでに急速に落とす事によってダイオキシンの再合成を防ぐだろうという所から、その過程がございまして、そこで、飛灰と排気ガスを分離させるためにも、消石灰と活性炭を噴霧器で出して、そこにダイオキシンの素となる塩素系の成分を吸着させるという工程がございまして、今回、排気ガスの基準値オーバーの原因は活性炭がうまく吸着されなかった、噴霧器で詰まっていたという事が、目詰まりをしていた所が原因だったというふうに聞いております。

この原因を解決するために、今まで保守をしてこなかった活性炭と消石灰の部分の機械を全て点検を行うように指示した所であります。そして、今後の対応につきましては、800度の燃焼を確保

するためには、まずごみをうまく攪拌しないとけません。その攪拌作業が今うまくいっていなかったという事が原因の1つだろうというふうに思いますので、今検証を重ねて、生ごみと燃えるごみの攪拌をしっかりとやって、燃焼を安定させることが急務であります。

今、その人材的な研修を行っている所でございます。そして、再燃焼室で例えば燃えているのか燃えていないのか、不完全燃焼が起こっているかどうかという判断は酸素濃度で大体計測するわけですが、今まで再燃焼室において高い1,000度近い所で計測する事ができなかったんですが、今現在、そういった装置が開発されているという事でございますので、今までは空気余熱の所で測っていたもんですから、少しタイムラグがございまして、空気を送り込むのに少し時間がかかり過ぎたという事もあるかというふうに思います。そこで、これで何が必要かといいますと、実は機械の更新であったり、再度装置を設置する事がベストではないかなというふうに今考えている所があります。そして、集塵機、そして空気余熱機につきましては、来年度財政と検討しながら、もし本当に必要な設備投資であれば、3町の財務と検討をしていこうというふうに思っておりますので、また排気ガス、そしてまた飛灰でのダイオキシン濃度につきましては、検査してまず速報が出ます。

速報をして、そして対応して再度測るわけですが、住民に早い段階で公表するべきだという事で、今現場とは速報値が出た段階で、住民にすぐ情報提供できるようにして頂きたいという話をしている所でありまして、それによって住民との信頼関係が結ばれますし、そして情報の共有が出来るという事で、今現場では取り組んでいる所でございます。そして、補足につきましては、間の方から説明をいたしたいと思います。

○総括主任(間 藤剛)

すみません。広域連合の間と申します。今、連合長の方からお話がありましたが、補足説明と致しまして、この排ガスの基準値のオーバーの件につきましては、8月10日に西目手久の美山区長を初め、住民の代表の方に説明の方はさせて頂きました。よろしくお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三)

今、資料の30ページの所です。30ページの所に、ちょっと意外と早口でしゃべられるもんだからわかりにくかったかもしれません。31ページ、ここに簡潔に結果が出ています。

この国の排出ガスの基準というのがあって、一番深刻な状態です。排出ガスのダイオキシン類濃度、ガスの中、大気中に出るもんだから、試算して、後の対策がとれないわけです。

だから厳しいレベルになっています。それが、測定結果がダイオキシン類、四角で囲ってある所です。3月27日に測定したので、ガスが4.8という数字が書いてあります。

そしてこれは、幾ら以下でなければいけないかちゅうのは、1以下でないといけないんです。

それが4.8倍も超えてしまったという事で、これ非常に大変という事で、この30ページの通知が来ているわけです。だから、この通知というのが県の方からダイオキシン類の排出基準の遵守とい

う事でほぼ守れという事で来ております。なぜ、そういうふうになったかという事が、今高岡町長の方から御説明があった所です。あとの管理者の問題や運転の問題、それから、いわゆる装置の問題、そういったものに対してずっと色々な問題が、我々検討委員会の立場とすると、検討していかなきゃいけないんですけども、今日の段階では、こういう状況になっているという事で、まずこの資料を御確認頂くという事と、この県から求められているのが、改善計画を出しなさいという事になっています。それに対して、こんな改善計画内容で、これは県の方に出しましたという事で、また御説明を頂きたいというふうに思います。じゃあ、間総括主任の方から、この改善計画の御説明をお願いしたいんですが。

○総括主任(間 藤剛)

総括主任の間です。それでは、今回の2号焼却炉の排ガス基準値超過について説明させていただきます。先ほどから、検討委員長と連合長からありましたとおり、2号焼却炉の30年度の測定結果を測定を3月の平成31年3月27日に2号焼却炉の排ガス測定を行った所です。

それにつきましての結果が、4月27日に速報値として出まして、4.8という数字が手元に知らせが入ってまいりました。その結果をもとに、翌週から2号焼却炉を停めて、不具合箇所がないか点検を行った所です。それにつきましては、改善計画書を作成しておりますので、36ページの資料を御確認お願いします。36ページの2です。排出基準を遵守出来なかった理由という事で、排出基準を遵守出来なかった原因としては、集塵機入り口にて塩素除去を行うための活性炭供給装置の不具合により、活性炭が規定量を吹き込みがなされていなかった。不具合の内容は活性炭供給装置内にて活性炭の固着及び異物の混入があったという事を報告しております。

附属の資料で、三菱日立さんから出ています、この徳之島愛ランドクリーンセンターの現施設の対策、改修についての資料の5ページをお開き下さい。施設全体の図面、フロー図なんですけども、資料の真ん中あたりにガス冷却室、空気用熱器とありまして、右側の方に集塵機と言われる装置があるんですけども、これが焼却炉から出た灰を全て捕集する装置になっております。

中にフィルターが約360本ついていまして、1本の長さが約6メートルの円筒形のフィルターがついています。これで通常であれば、きれいに飛灰を取り除いて煙突からクリーンなガスだけを出すんですけども、この集塵機の手前に排ガス中に含まれる塩素ガス、ダイオキシンの原因となる物質を吸着させる活性炭というものを吹き込むんですけども、この装置の中に固着や異物、紙袋の紙片が入っていて、それが排出の邪魔をしていたという事が、原因が突きとめられました。

それに伴って……

○検討委員長(小原 幸三)

間さん、今の説明は、活性炭のあれであれば、43ページがいいんじゃないですか。

メーカーさんのこれは、赤で書いてあるこの説明になりませんか。こちらの方がわかりやすすくない

ですか。その排ガスの部分については。

○総括主任(間 藤剛)

今の36ページ以降の、34ページにも図面があるんですけども、ちょうど同じ集塵機の手前から、ここの赤く囲んである所なんですけれども、ここから活性炭と消石灰という薬品を噴霧して集塵機の手前で反応させて塩素ガス、ダイオキシン類を捕集する仕組みになっています。

この装置に不具合があったという事で、翌5月1日より島内の業者を手配して、この機械の分解に当たりました。5月1日から5月7日にかけて、1号炉、2号炉それぞれあるので、全ての機器を分解し、内部の固着したもの、異物を取り除いて5月7日に組み付け、試運転を終了しております。

46ページにその分解した時の写真を載せてあります。一番上が施設、装置の全体図なんですけれども、真ん中と下段のものに関しては、この装置の内部で動いている、回転板と言われるものでして、これの各排出穴があるんですけども、それが一部このように、固着等により閉塞が見られていました。この回転板をきれいに清掃し、また付属の消耗部品等を交換して5月7日に整備を終了しています。5月9日午後より2号焼却炉を立ち上げ、焼却炉の附属の機器の動作を確認しながら運転を再開し、測定業者と日程調整を行いまして、5月の31日に排ガス中のダイオキシン類の測定を行っております。分析の結果は、0.26という基準値内の数字の結果が報告されております。この分析等の結果を踏まえて、7月の19日に平成30年度の測定結果を県の廃棄物リサイクル対策課へ提出しました。その結果、「基準値を超えていますよ」という事で、36ページの文書を頂いております。7月23日に、30ページのダイオキシン類排出基準の遵守についてという通知を頂き、それに伴って改善計画書を作成し、8月5日に連合長へ報告し、同日県の方へこの改善計画書と再測定結果を提出しております。その後、8月16日に美山区長を初め、小原先生と、あと住民の代表の方にクリーンセンターにおいて報告会を開催させて頂きました。

今後ですけれども、こういう基準超過が見られた場合には、焼却炉を測定し、原因を調査して、すぐに改善を行い、即再測定ができる体制、また公表できる体制をとっていきたいと考えております。

以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

この改善計画書ですが、それとその修理の過程ですけれども、この改善計画書はどなたが作成されましたか。

○総括主任(間 藤剛)

私が作成しました。

○検討委員長(小原 幸三)

その場合に、この機器の分解、この今の写真にあるこの分解はどなたがされました。

○総括主任(間 藤剛)

これは島内の業者です。

○検討委員長(小原 幸三)

そうすると、この業者が分解し、その分解過程の詳細については、間さんは認識しない状態でこれを書かれているという事になりますか。

○総括主任(間 藤剛)

私の方に図面がありますので、業者と図面を見ながら打ち合わせして、分解手順等を確認しながら作業は進めております。

○検討委員長(小原 幸三)

分解の現場には立ち会われているんですか。

○総括主任(間 藤剛)

立ち会っております。

○検討委員長(小原 幸三)

立ち会っていますか。何名で施設側は立ち会っておられるんですか。

○総括主任(間 藤剛)

施設側は私1名で業者が2名から3名で行っております。

○検討委員長(小原 幸三)

この重大な案件と思われるこの事項の対処の仕方、それからこの記述の内容、この37ページの方にも改善という部分があるんですが、この部分についてもちょっとここまで説明して頂いてちょっと議論した方が良くと思うんですけども、37ページはもう良いですか。そこもお願いします。

○総括主任(間 藤剛)

37ページをお開き下さい。3の改善方法、(1)で短期的な措置という事で、活性炭供給装置の分解、点検を行い、不具合箇所を整備し、通常動作に復旧させるという事を目的として、島内業者

で作業を行っております。また、供給装置の定期整備を実施し、活性炭の吹き込みを安定させるという事を短期的な目標としております。(2)長期的な措置、機器の使用開始から15年以上経過しており、今後機器の更新を検討していく。また、ごみピットでのごみの攪拌を行い、ごみの均一を図り、安定した燃焼を行うなど、運転技術の向上に努める。この「また、ごみピットでの」という文言に関しましては、根本的にダイオキシンの発生を燃焼過程で抑えていくという事で記述しております。

やはり、燃焼状態が悪いとどうしても発生しますので、ダイオキシンを発生させない、または不完全燃焼を起こさないような今後、運転方法の技術の向上に努めてまいりたいと思っております。

○検討委員長(小原 幸三)

今の説明の中で、原因という部分の所が少し曖昧な形で書かれているわけです。

36ページの2の所です。遵守できなかった理由という所で、活性炭の固着及び異物の混入があったというふうに書いてあるんですけど、この委員の皆さんにここもう少しどんな状況、なぜそういう状況になったかを説明して頂けませんか。後段の部分です。不具合の内容という所です。

○総括主任(間 藤剛)

不具合の内容につきまして、活性炭供給装置内にて活性炭の固着及び異物の混入があったという説明が書いてあるんですけども、供給装置の上には活性炭を貯留できる貯留槽というものがあるんですけども、そこに活性炭を移す際には10年ほど前は20キロから25キロ以上の紙袋に入った製品を貯留槽の上から投入しておりました。その当時の紙の切れっぱし等が貯留槽内に入っていたものと考えております。また、活性炭の固着については、活性炭を排出する際に空気圧縮機で作った空気を送っておるんですけども、空気圧縮機で作られた空気についても、水分の除去が十分じゃなくて、水分が混入された状態で噴霧されていた状況でありました。

以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

今のこの説明と、それから活性炭供給装置の写真と合わせた時に、この2、回転板点検写真という所の説明を行っていると思うんですが、それでよろしいですか、不具合の所は。

(「はい」と呼ぶ者あり)そうした時に、回転板点検写真にこのマス状になっている所で、白くなっている部分があります、白い所が。それが、今の故障の原因という説明で良いんですか。

○総括主任(間 藤剛)

すみません。この写真が、これは活性炭の供給装置じゃなくて、消石灰の供給装置なんですけども、同じような状況であったという事で、撮っております。記載しております。

○検討委員長(小原 幸三)

それはちょっと記述と説明が一致していないんですけど。

○総括主任(間 藤剛)

同一装置でありまして、活性炭の方の写真が業者に頼んであったんですけども、写真の撮影がされていなかったため、この消石灰のものを載せてあります。

○検討委員長(小原 幸三)

これは今後(発言する者あり)ちょっとマイク使って説明して下さい。

○検討委員(樺田 和也)

発言してよろしいですか。

○検討委員長(小原 幸三)

はい、どうぞ。

○検討委員(樺田 和也)

すみません。8月10日は私説明会出ていなかったもので、今回この話を目の前にして、来た時に資料を見て、非常に憤慨しています。失礼な言葉になりましたら申し訳ございません。

事前に言っておきます。まず、高岡町長に確認したいんですけど、高岡町長、10日の答弁というのは、答弁というか高岡町長の美山区長に対してのいわゆる回答ですよ。

日付でいくと8月8日、27ページの高岡連合長の、これ8月8日付なんです。

という事は、8月8日時点でこれ発生したのはいつなんです。3月27日の調査で5月7日には改善したって報告書まで作っているんですよ。何を意味しているかわかります。

前回の検討委員会いつだったんです。5月の13日でしょう。わかっているんじゃないですか。

静かに言いたいんですけど、立腹しています、正直言って。それも結局我々にも報告なく、住民説明会でこれ説明したって話でしたよね。これ皆さん時系列で見て下さい。

これ環境省からの改善通知、遵守しなさいって改善通知、どういう意味かわかっていますか。

そこに文言が入っていますよね、停止ですわ。要は、情報が隠蔽されているんですよ。

連合長の責任じゃないんですか、これは。これが住民が何が安全なんです。

何をもちそんな言葉が出るんですか。私の発言がおかしいんだったら、どなたか発言がおかしいと言って下さい、声がでかいという話以外にして。おかしいと思いますよ。これが目手久の現状ですわ。現状がこれなんです。なおかつ、業者さんのいわゆる先ほど資料、間さんがたまたま言いましたけど、いわゆる改修についてという、ここにはこういう内容ないんですよ。

ただし、もう一つ資料があるんですけど、同じ三菱さんからの資料で、報告書というのがあると思います。これは、ページ数打っていますね。クリーンセンターの現状と運転指導員派遣対応状況というやつ、8月20日付です。今日の資料です。ここに、5ページ、先ほど間さんが説明しかけました、これ。ここに現在まで20件発行済みとあるんですよ。20件も発行されているんですよ。

この内容が同一のものがあったかどうか知りませんが、要は壊れなかったら動かない、問題が起きたら対応する、対処方法ばかりですよ。これで天城町の方は、これから受けられるかどうか論議されるって話ですけど、こんな杜撰な管理で皆さん納得できますか、納得できるんだったら受けて下さい。ぜひお願い致します。以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

今の点については、やっぱり連合、この施設を管理する側と地区住民、地区住民というのは、私は目手久だけじゃなくて全体だと理解した方が良くだろうと思うんです。

連合長の方からちょっとお願いします。

○連合長(高岡 秀規)

今のその情報についてなんですが、私もしっかりとそこは認識しておりまして、どの段階で情報を公開するべきか、現場の責任者の間と、事後に報告するのではなくて、速報値が出た段階でもう明らかにその基準値をオーバーしているという速報値が出ますから、その段階で地区の方たちには情報を公開するよという話をした所であります。どうしても現場の方は、その基準値をオーバーしたら早速その対応を考えるという所で恐らく行動していたと思うんですが、情報の公開についても速報値の段階で今後は皆様方に提供するという事を今、指示しております。

そして、今までの我々の不手際というものは非常に反省しておりまして、それはしっかりと改善に向けて取り組んでいくというような、今の所は答えが見つからないというふうに思っております。

○検討委員長(小原 幸三)

今、樺田委員の方から出されました意見というのは、この検討委員会がどのような委員会であるべきかという事を意味していると思います。だから、この施設を作る、作らんとか、そういう内容以前に、現在ある施設がこの地域住民に対してどういう関わりを持っているかという事を発言されたというふうに思います。だから、この検討委員会では、今日これについて結論的な事を出すという事は無理です。だから、この検討委員会の項目の中にこういう事故時の対応、今日の議案として挙げたのがこの危機という事です。この危機に対して管理するシステム、この項目を検討委員会の中でははっきり入れさせて頂きたいと思います。その中で行政と施設を管理する人、それから地域の住民、島民全体です。そことどのような関係、どういうやり方をしていったら良いかという事を、この危機管理システムという項目の中で入れさせて頂きたいと思います。

これは継続にさせて頂きたいと思いますが、こういう取り扱いでよろしいでしょうか。
(発言する者あり)どうぞ。

○副連合長(森田 弘光)

せっかく46ページに写真を載せてありますので、そして業者にも対価を払ってあると思いますので、2番と3番については普通、我々の意識だったら左側に点検前、そして右側に点検・修理後という写真を載せてくれたら説得力があって、1番の写真は、これは内部だと思うんですね。

我々で言ったら1番の写真は上からは見えるけれど、その内部は見えないわけですから、2番と3番は例えば白い何かがついているんですが、「これがきれいに除去されましたよ」というのが右側にあるというのが普通は工事の完成写真といいますか、それを見てこれに対して対価を払うという事になると思いますので、次からはこの2番とか、色んな他にもあるでしょうから、そういった事は誰が見てもわかるような形の——せっかく写真を撮ってあるんだったら、これからは気をつけて頂きたい。2番がこれだけの白い粉が吹いているようなやつが、右側には「これがきれいになりましたよ」という写真があれば何か説得力があるというふうに思います。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。通常のものでは、そういうふうに改修の前後という事がつかないと確認にはならないわけですね。やっぱりおっしゃるとおりだと思いますので、そこは今後しっかりとやって頂きたいと思います。それとこの記述について活性炭の固着というのは、間さん、これは正しいですか。これはこの石灰分の固着じゃないんですか。

○総括主任(間 藤剛)

この写真につきましては石灰分の固着ですけれども、現場で活性炭の供給装置のものについては確認しております。

○検討委員長(小原 幸三)

だったら、やっぱりこれは情報としては不十分ですね、2つの分が出てこなくちゃいけないわけで。

○総括主任(間 藤剛)

はい。

○検討委員長(小原 幸三)

この書類作成については、間さん、ちゃんとやっているんですか。業者がこの写真を持ってきた

のをそのまま挙げていませんか。

○総括主任(間 藤剛)

写真を頂いて私の方で添付しておりますけれども。

○検討委員長(小原 幸三)

やっぱり総括者として故障の指示を明確にやって、この委員会等ではこういう指示をやって、こういう結果になっているという事が出た方が良くと思います。ここはそういう管理部門の委員会じゃないので、その次の危機管理システムの中で、そういう今出されました意見等も踏まえて対応の仕方を盛り込んで頂ければ検討委員会としてそれを使っていけると思いますので、よろしく願います。どうぞ。ここでちょっとメーカーさんの方の発言をお願いしたいと思います。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

委員ではありませんけれども、今の間さんの説明に対して、この活性炭が原因という事について、私どもは8月に入ってこの話を初めて聞いたんですけれども、ちょっとその時にダイオキシンの分析データとかも見せて頂いて、実際これは3月の26・27日で1号炉・2号炉を測っておりまして、1号炉は0.5ナノグラムに対して、2号炉が4.8という数値で10倍桁が違う高さがあったと。

それと一方で、一酸化炭素のCO濃度を見ますと、1号が210で、2号が340ですか、O2換算です。そういう数値が挙がっていました。一方で、ばいじん濃度計の濃度は触れていなくて、ばいじんは、バグフィルターからの漏えいがないという話も具体的に間さんからもお聞きしているというような事で除去法で考えると、ばいじんが出ていないという事は、バグフィルターのろ布の破れや、そういう問題ではないという事が一つ言えるという事です。一方で、1号と2号の差が前日・翌日で測っていて、燃やしているごみもそんなに違わないのに、何でこんなに違うのかという話になると、やはり薬剤が適正に供給されていなくて、ガス状のダイオキシンがバグから抜けて活性炭から吸着されていないだろうという事が、我々メーカーから見た推定の除去法で行くと、活性炭が入っていき漏れてしまったという事が言えるのではないかなというのが、データとかの除去法で見ると、間さんが結果的に機械を整備した事は間違いないんですけれども、原因的にはそういう事が言えるかなというふうに考えられます。ちょっと補足です。

○検討委員長(小原 幸三)

今その活性炭と石灰の部分というのは並列の形で供給されるんですか。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

この図面の所にある先ほどの……。

○検討委員長(小原 幸三)

直列、混合物が流れるという形ではないんですか。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

直列で同じ搬送ラインに最初に活性炭を吹き込んで、その後にその活性炭が入った混合空気の中に消石灰が混ざって、バグフィルターの入り口に吹き込まれるというラインになっております。

○検討委員長(小原 幸三)

という事は、ここで「活性炭の固着」と書いてあるんだけど、その……。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

活性炭の固着というのは、活性炭をその供給ラインに落とすフィーダーという供給装置の中で目詰まりが起きて、活性炭と消石灰を送るラインに落ちてこなくなっていたんじゃないかなというふうを考えられます。

○検討委員長(小原 幸三)

要するに、この改善とか、そういう所を今このような議論をしなきゃならないちゅう事は、やっぱり十分な対策が本当に出来ているんだろうかというふうな形になりますよね。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

まず一つ加えてお願いしたいのが、活性炭と消石灰の供給ラインは透明のホースで空気で搬送されているので、透明のホースの中に活性炭が落ちれば、多少なりとも色が流れている状況が見えますので、それを日常巡視する運転員の方に必ず見て頂くという事はお願いしたいなというふうを考えます。

○検討委員長(小原 幸三)

はい。(発言する者あり)。じゃあ、どうぞ。

○連合長(高岡 秀規)

今その目で見るという事なんです、教えて目で見て点検出来るものですか、このラインで。やっぱり中を開けて保守点検をしないとけないという事ではない、目で見てわかると。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

外から動いて目で見てわかります。

○連合長(高岡 秀規)

それで異常かどうかともわかるという事。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

はい、わかります。

○連合長(高岡 秀規)

それは教えられると。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

はい。それで、ホースが本当に傷んでいるのであれば、間さん、そのホースの部分だけでも新しく、透明ホースですから、新しくして頂いて見えるようにして頂ければ間違いなく見えますので、まずは入っている事を確認するという事を励行して頂ければと思います。

○検討委員長(小原 幸三)

この今の議論というのは、27日に目手久の方の集落の会議でも当然なされますので、ここではもっとわかりやすく改善も的確にした形で説明をして頂きたいというふうに考えます。

あと一つ議題がございますので、とりあえずここはこれで……(発言する者あり)清委員、どうぞ。

○検討委員(清 平二)

広域議員の清といいます。36ページの先ほど話された、活性炭が20から25キロ投入されているという事ですけれども、これは何年前の投入ですか。それと46ページの写真、これには日付も何も入っていないわけですので、今後はやはり立会人を立てて、いついつ撮ったという日付を入れてもらいたいと思います。この写真は、いつなのかわからないですので、今後はやはり日付と立会人を入れて公開して欲しいなあとと思います。それから、先ほどから間さん1人で全部やっているという事ですけれども、やはり1人で確認するんじゃなくて複数人で確認して、やっぱり間さんがいない時でもそういう事は出来るんだよ、という事をしていかないと、本当に確認したかどうかというのは私たちに伝わってこないの、その辺の所は十分注意して写真等の掲載をして報告するようにお願いします。一応この活性炭の20から25キロちゅうのは、いつ頃使用されていて年間どのくらい使っているのか。

○検討委員長(小原 幸三)

説明をお願いします。

○総括主任(間 藤剛)

活性炭を1回で供給する際には400キロほど投入します。20から25キロぐらいの袋で10年前は分けて投入しておりましたが、今現在は400キロ入りのフレコンバッグから投入をしています。

投入回数、補充回数につきましては年3回程度ですが、多い時には4回ほど焼却炉の運転時間に合わせて変化しております。それと……。

○検討委員長(小原 幸三)

いいですか。(「どうぞ」と呼ぶ者あり)

○検討委員(清 平二)

それと400キロ投入しているという事でありますけれども、やはりこれが付着していて出てこないというのがあると思うんですね。だから、その辺の所は計算をして、ちゃんと噴霧されているのかどうかというのまでして頂きたいなあとと思います。

それともう1点。今現在、焼却炉の中に農業用廃プラスチックが搬入されているかどうか、お尋ねします。

○検討委員長(小原 幸三)

じゃあ、間さんの方から説明をお願いします。

○総括主任(間 藤剛)

私も、業務の間にクレーンに乗る時間があるんですけども、やはり可燃ごみの袋を破くと農業用肥料袋が未だに見られております。

○検討委員(清 平二)

さっきからダイオキシンの話が出ていますけれども、生ごみだけじゃなくて、この農業用廃プラスチックも持ち込まれているという事。

私たちは、農協の方で廃プラスチックの回収をしているのをよく見かけますけれども、この中で畜産のラップの回収がなかなか見当たらない。ひょっとしたら、これは各自で野焼きされているのか、あるいは不法投棄されているのか。そのような事も考えられますので、やはりこれは3町できちっと住民の方々に「ラップを燃やしたらダイオキシンが出ますよ」と。また、この「産業用廃プラスチックを愛ランドには持ち込まない」と。こういう改善の仕方もしていかないと、いつの時代になってもこれは前に進まないと思いますので、この農業用廃プラスチックは3町が、行政がしっかり指導をとって処理して頂きたいなあとと思います。私はこの前の広域議会の中でも3町長にそういう説明をしましたけれども、一般の農家の方々の負担割合が60%を農家に負担させて、残り40%を町と農協

が負担している。農協に持ってくる人が60%も負担したら、やはり持ってくる人は少ないと思うんですよね。これはやっぱり3町でしっかりと負担をして、野焼きもさせない、「野焼きをしたらダイオキシンが出ますよ」と、地区の住民の方々にも「そういうダイオキシンの被害が出ますよ」という指導をしていかないと、この農業用廃プラスチックの回収の問題、これはしっかりと3町が行政指導をもって回収をして、農家にも喜んで持っていられるように、いつでも農協に持っていったら回収出来るように、そういうシステムをつ作らないと、いつまでたってもこれは直らない。

また、愛ランドに持っていくと。愛ランドに持っていけばタダだから。農協に持っていけば自分のお金を出すからという具合になりますので、そのような事がないように、きちっと農業用廃プラスチックまでも考えてして頂きたいと思います。以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。今、清委員からの御発言は、この次の問題、ごみ分別の話に入っております。ちょっと時間が迫っております。それで、このダイオキシン類の排出に関する危機管理のシステムという事は、今後の検討委員会の中で、危機管理システムという項目の中で取り扱っていく継続の議題とさせて頂きたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○検討委員長(小原 幸三)

では、こういう形でお願いします。では次の、設備故障の分析・改善報告及び設備故障の原因となるごみ分別の不徹底についてという事で、これは間さんの方からでしょうか。

○総括主任(間 藤剛)

はい。

○検討委員長(小原 幸三)

今、手元にちょっと先ほどの活性炭、これが詰まったという事の説明4の図が配付されておりますので、御確認下さい。この赤の部分が原因の所という事です。それで、集じん機との位置関係、その他の空気予熱器とかトラブルの原因になっている部分等があります。これが、改善の所にまたつながっていきますので。じゃあ、説明をお願いします。

○総括主任(間 藤剛)

設備故障の分析・改善報告及び設備故障の原因となる、ごみ分別の不徹底についてというものなんですけれども、ただいまお配りしている資料で赤い線で囲んである場所が、先ほどのダイオキ

シンの超過に関する原因のものであります。横の青枠で囲んであります「ろ過式集じん機のろ布交換」という文言なんですけれども、これが集じん機の中に入っているフィルターといわれるものの交換です。これが破れますと、灰が直に煙突から大気の方に飛散するという事で、このろ布の交換を5年から6年ごとにしております。

次に、真ん中の空気予熱器なんですけれども、この空気予熱器の内部で空気の漏れが発生していて、焼却炉からの燃焼ガスの制御が今うまくいっていないという一部状況が発生しております。

これについても先ほど連合長の言葉にもありましたが、更新を検討していく予定にしております。

次に、焼却炉の上部にレーザー酸素濃度計を新規に設置という事で、ここに酸素の濃度計をつける事によって再燃焼室焼却炉から、焼却炉で燃やしたガスをもう一度、上の再燃焼室で再度ガスを焼却させるという機能が果たせるのではないかと考えております。

その下の方に「空気予熱器のバイパスダンパ更新」とあるんですけれども、空気予熱器から送られる燃焼用空気を制御しているダンパに一部不具合があって、手動で供給している場所がありますので、このダンパも更新して自動制御が出来るような状況に持っていきたくと今現在考えておる所です。これが設備的な補修箇所となります。

次に、ごみの分別の不徹底についてなんですけれども、やはりごみクレーンでごみを攪拌している際に青い可燃のごみ袋が破れると、中から布団が出てきたりとか、先ほどもありましたように肥料の袋が出てきたりしております。徳之島の焼却炉に関しては、布団を直接入れる事はまず無理でして、ごみの吸じん装置といわれる供給装置があるんですけれども、布団等のそういう大きなものが入ると、この機械が無理をして焼却炉の方に、ごみを送れなくなっていく状況があります。

ごみの手引書の方には「布団とか毛布は燃やせないごみで出して下さい」という記載をしておるんですけれども、やはり1回そういうものは取って裁断して、細かくして燃やすような方法をとっておりますので、大きなものに関しては燃やせないごみで、投入しないようにして欲しいと考えております。そのほか徳之島にしろ、3町でも生ごみの水切りについて活発に広報して頂いておりますけれども、水分のたくさん含まれたごみが多量に焼却炉の中に入りますと、炉内の温度低下を招きますので、やはりこのあたりは水分を切って、また我々の運転員として出来る事は、そういう可燃性の水分の多いごみに関しましては、乾いたごみと十分に混ぜて今後運転していくという事を徹底したいと考えております。以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

今、間さんの方から、この設備故障と分析・改善という項目なんですけれども、資料として十分ここに御提出して頂いていないと思いますので、このごみ分別の問題というのは、実は清掃審議会の皆さんとの本当の連携の仕事になろうかと思っております。それで、この検討委員会の中で、このごみ分別という事、あるいはリサイクルという事も関連してくるんですけれども、こういう事を検討の項目の中に入れてきちっと答申にしたいと思っております。ちょっと、今日は残念ながら時間が余りござ

いません。それでごみ分別とか、このリサイクルとかという事について、清掃審議会の皆さんの方から何かございましたら、ちょっと協議をさせて頂ければありがたいかと思うんですが。

なければ、また次回にも致しますけれど。どうぞ。

○清掃審議委員(秋田 浩平)

ごみの分別、これはもう15年前、17年にここに移った時から、3町各町で問題になっていたと思います。オープン当時は役場の職員、婦人会が、ごみ集積所に2、3人ずつ立って、分別の指導を徹底してやっていました。いつの間にかそれがなくなって。でも、ごみを出す状況は私から見ている限り、大して変わっているようには思いません。それが現状だと思います。

それでも機械が新しいちはうまく攪拌して、あそこで投入してやっていたような思いがあります。

ですので、やっぱりここまで問題が提起されてきた場合には、またその時に戻る、原点に戻って、やっぱり年をとっている方というか、そういうふうな出し方に慣れてしまっている人は、なかなか変えられないというのが現状じゃないだろうかと思います。ですので、職員、婦人会、地域の方が連携してもう一度、集積所に持ってきた所をやはりそれなりに表面から見てわかる範囲内で注意喚起するなり、やっぱりそこまでもう一回原点に戻らないと、このごみの分別はなかなかうまくいかないと思います。これはなぜかという、私、とりあえず最初のオープン当時の4年間ごみ収集をやった経験がありまして、一般の方のごみの出し方というのはわかっているつもりです。

ですので、やっぱりそういうふうな形まで持っていけないとちょっと無理じゃないかなと、私は個人的にはそう思っております。

○検討委員長(小原 幸三)

主婦の皆さん、主婦のお立場ではいかがでしょうか。ごみ分別の現状、その辺について身近な所で結構だと思うんですけど。じゃあ、大吉さん、お願いします。

○清掃事業審議会副会長(大吉 美枝)

天城町の大吉と申しますけれど、フォーラムの方で少し話したいと思いますので、その時にまたお聞き下さい。すみません。よろしく申し上げます。

○検討委員長(小原 幸三)

副連合長、どうぞ。

○副連合長(森田 弘光)

清委員から、その農業用の廃プラスチックの件でお話がありました。清委員のお話のように、去る広域連合組合の議会の中で清委員からその話が出てきました。

そして、私は徳之島3町で構成しております徳之島地域総合営農推進本部という所の本部長をしております、これも3年の持ち回りの役目なんですけれども、その営農推進本部の中に農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会という組織がございまして、これもまた3町の農政担当課長が、その本部長と一緒にぐるぐる回るようになっているんです。それで、その廃プラスチック推進協議会の会長は今、天城町の農政課長がやっております。それで、この間6月のその広域連合の議会の後、私が営農推進本部長なものですから、3町の農政担当課長に私の所に集まって頂きました。そして、今その広域連合、いわゆるクリーンセンター、そして徳之島全体のごみの問題について非常に議論がなされているという事。その中で、やっぱりその廃プラ、いわゆる肥料袋ですとか牛のラップとか、ああいったものについては、しっかりと3町の農政推進担当の課長さん方を中心として、農家の皆さん方にしっかりと啓蒙して周知をして、それを実行に移すという事でやって頂きたいという事。そのために今、清委員から出ました、その農家の負担が高いのではないかというようなお話もありましたので、そこら辺。また、もう一つは、その売っている事業者側の責任で、そこに持ち込めば何らかの処理とか、昔は空き缶を持っていけば、5円か10円返すとかという話がありましたけれど、何かそういった方法が出来ないかとか、何らかの形でその農業者の意識改革というものをしっかりと進めて頂きたいという事で、今その廃プラスチック推進協議会、いわゆる3町の農政担当課長の皆さん方には、指示というとまた何か偉そうな事になるんですけれど、そういう事をして、その一般の農家の皆さん、そしてまた農業者の皆さん全体で徳之島のごみ問題について取り組んでいきたいと思いますという事で、今お話しした所であります。一応、報告だけしておきたいと思えます。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございました。今このごみの分別、それからリサイクルの問題というのは大きな柱ですので、これも継続で次の段階でさせて頂きたいと思えます。

せっかくここで、大崎町の徳禮委員に入ってもらいましたので、ちょっとコメントを頂けたらありがたいんですが。現状はこういう徳之島なんですけれど。

○検討委員(徳禮 勝矢)

初めて会の方で、進行を見させて頂きましたが、問題点としては、私たちが通ってきた通過点の一部だと思っております。私たちは、旧志布志町、旧有明町、それと大崎町という3町の広域での一部事務組合でごみ処理をしていました。今は有明と志布志は合併して志布志市という所に、旧松山町が加わっての志布志市が誕生していますが、そこと大崎町とで一部事務組合で埋立処分場を管理運営しているという状況になります。人口規模で行きますと、4万4,000人ぐらいの処理になります。当時その平成10年・11年という段階の中では、11年にごみ問題が発生して、私たちは一部組合の方から、「あと5年で平成16年の過程では埋立処分場は満杯になりますよ」と、そういう事で担当部局に、各町の役場担当者にボールが投げ返されました。

その中で何が始まったかという、「次の埋立処分場はどこに作るんだ」と、全く同じ議論をしました。そして、「焼却炉を作った方が良いよね」と、近隣は焼却炉がほとんどですので、焼却炉の話をしました。それを町長に話をして「町長、手を挙げますか」と、「無理です」と。

それから、当然住民説明会の中でも作りますという話は、冗談みたいにやりました。

だけれど、方針は「3町の町長がぜひ決めて下さい」と、我々は目的に沿った方針ですので、「目的は埋立処分場の延命化という事を3町の方針でやりましょう」と、それは「町長としての方針を打ち出して下さい」と、その上で手段として何を決めるかと。それは、「手段は住民が決めましょうか」という事にしました。住民が決めるという中で、私たちは提案をしました。「焼却場を作りますか、埋立処分場を作りますか」という説明を各自治体でやるという事は出来ませんので、次にとった行動が、既存の衛生自治会という組織がありました。それは3町みんな持っていましたので、その昔の衛生自治会は病虫害駆除のための衛生自治会でした。集団での防除を目的でやっていたけれど、それを環境に特化した形で全ての規則を変えようという事で、3町で話をして、衛生自治会を環境に特化した、ごみ問題に特化した協議会に変えました。その中で役員会、俗にいう理事会なんです、理事会の中で話をして、住民として町に対して、「こういう方法だったら、我々は協力出来るよ」という形で、提案書を各衛生自治会から挙げて下さい」という、住民主導型で行政を動かしますという話を持っていきました。そして、住民自らが、「それでは、3町で焼却炉の場所の問題を協議するよりは、みんなが責任を全うしよう」と。容器包装リサイクル法という法律が、ちょうど施行されましたから、法律の中では住民はごみの排出者です。排出責任者という形では役割があり、責務があるわけです。その責務の中には「行政が行う収集運搬の役割に対して住民は排出義務者としての責任を負う」というのがありますので、その話をして、「排出者として、どこまで出来るかというものはみんな協議しましょうか」という事で役員会で話をして、最終的には手段として各3町の自治会が申し上げたのはリサイクルというのを選択しました。そのリサイクルも新聞報道で行くと、発表では各町とも16品目分別とかという大体出来ていた。今は、大崎も28とかでありますけれど、実際は家庭では5品目です、分けるのは。あとは全部サンプルです。サンプルのごみを家で保管するという形になります。一番の問題は、皆さん、出来ないという形から入っていくんです。

出来ないんだけど、「これだったら出来るよね」というのは住民側からやはりもらうんです、「生ごみを分ける事は出来るよね」と。「生ごみ出来るよね、空き缶出来るよね、ペットボトル出来るよね、プラスチックも出来るよね」と、そういう話をされているんです。だったら、「これとこれとこれは家で分けよう」と、「指定袋に入れよう」と。それ以外は、「家の段ボールやバケツであっても良いから、それに乾電池、蛍光灯とかという毎日出ないごみは、それは保管をして収集所に持って行って、みんな分けてや」と。共同分別をしようというのを組織で立ち上げをやろうと。

それで、衛生自治会が収集所の管理をしようというのを全部きめ細かく規則で決めました。

それで一番、衛生自治会が自主事業でないといけないと。行政から補助金をもらってやるというのはいかなものかと。住民主体でやるというのはどう活動するかと。指定袋の販売を行

政じゃなくて衛生自治会がやろう」という話になりました。衛生自治会は、10枚で200円で販売しております。もう2000年の話ですが、今現在も10枚で200円で販売しています。

それは衛生自治会が販売していますから、衛生自治会としては当時は、半分以上の収益がありました。販売益があるわけです。それで活動をやっていました。

衛生自治会としては職員を雇用したりとか、説明会も衛生自治会が段取りをしました。

そして、勉強会、環境学習会ちゅう事も、衛生自治会の中で専門委員というのを各集落に作って、各家で勉強会をしていたりとか当然、県外訪問をやったりとか、研修会も衛生自治会の自力で自主事業の中でやりました。というので、私たちは行政として、町長は方針を示して「目的がこうだよ」と、「主眼は住民だよ」と、「住民が求める事に対しては、行政はやりますよ」と。

住民は、「全てごみは、無料で回収しなさい」という条件を出しました。ごみは全て無料です。

粗大ごみも家まで取りに行きます。それと高齢者世帯は見守り回収と言って家まで行きます。

それから、細かく要望があったもので、出来るものは全て住民側に沿った意向で政策に反映するという形に致しました。あと私たちが取ったのは、行政主導ではないという事です。

民間主導にしました。分別をはじめとして、収集運搬等はリサイクルセンターが必要になります、堆肥センターが必要になります。全てこれは、企業提案型に変えました。行政は「箱物を作りませんよ」という事です。それで、何が始まったかという、埋立処分場の各町の負担金が1億円だとすれば、収集運搬から含めた総体の掛かった経費が、2000年当時は1億円だったんです、大崎町は。今現在、リサイクルをして埋め立てをして、その経費が今も1億円なんですよ。

何も変わっていないんです。埋立処分場は減ったけれど、当然、量が減っていけば、処理が減っていかないといけないわけです。ただ、行政が係わると人件費は減らないんです。

民間型だったら、スクラップアンドビルドですから、どこかが減ったら、どこかが増えるというのは当然の予算の仕組みですので、リサイクルには必ずお金がかかります。

その費用は、全て埋め立て処分に係る経費、収集運搬に係る経費、その分を全部、全体の中で回すようにしました。そして最終的には、行政は民間に出来る事は全て民間という事でありましたから、事業所系の運搬についても、新たに事業系の収集運搬業務がまた参入をして、町が回収してきた生ごみ回収にしても、一般の事業系の回収も含めて、全部民間に変えました。

民間は、車は最初のスタートは中古でやりました。機械も中古です、リサイクルセンターも。

建物も新品だけれど、中の機械は中古です。なぜかちゅうと、採算制だからです。

行政は、「金はそんなに払わないよ」と、委託料だからと。だから、最初はスタートだから何を言うかという、「議会に予算の承認をもらう根拠がないよ」という事で、「それじゃあ最初の6カ月間はお金は要りません」と、「6カ月の実績で払うようにする」と。そうしたら、次に何が出たかという、「1年後で良いですよ」ちゅう話なんです。それで、お金については何が発生したかという、リサイクルは初めてですけど、町が民間事業者と必ず契約をしますから、民間事業者は施設を建てますけれど、そこをバックに保障をするのが行政なんです。行政は、保証契約はしませんけれど、委託契

約をしますので、必ず行政は使用料を払うと。委託料を払うというのが必ず契約にありますから、民間事業者は建物を建てられるわけです。リサイクルセンターも民間が建てる、堆肥センターも民間が建てる。当然、収集運搬も民間が出ると。事業所の分についても、リサイクルセンターと同様の分を民間事業者が事業系のリサイクルセンターを作りました。

それはなぜかという、事業系は分別したものは全て回収しますから、お金になるわけです。

行政もお金になります。民間は、民間事業者が収集運搬をやる、民間の事業所の分も個別に回収するようになって、その分もお金が回ると。だから、システム自体を私たちは全部変えたので、それを大崎システムという形で、今は海外でその大崎システムの展開をやっています。

今はインドネシアを中心にやっていますが、今現在、リサイクルセンターを建設しているのが、インドネシアのジャカルタ州で南ジャカルタ市の所で、20万人規模のリサイクルセンターを建設中です。それが稼働すれば2号機、3号機ちゅう形になります。ですから、どの段階でという基準ではなくて、行政はあくまでも旗振りだから、そこでやっぱり住民がいかにか知恵を絞るか。

それで、大崎町は今エコタウンというのをやっていますけれど、大崎が目指すのはエコタウンであって、それはネーミングの話です。ネーミングをいかに作るかという事で、大崎は今やっていますけれど、この島は愛ランドというようになっております。その前にエコがつけば、エコ愛ランドという事になりますので、それは可能だと思います。「やっぱり埋めない、燃やさない」ちゅう、どちらかを選択するかという事です。みんな埋める、燃やす、リサイクルするちゅう事は、これは成り立ちません。お金があったらぜひやって下さい。大崎はお金がなかったから、3つのうちの一つを選択したという話であります。埋立処分場についても永久的に使えます。

ですから、3つを追いかけてはだめなんですよ、埋める、燃やす、リサイクルというのは。

それは分別する方法ちゅうか、住民も混乱しますから。当然、行政も混乱しますから。

行くんだったら1頭を追って、ぜひ政策提言をして頂きたいと思います。ありがとうございました。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございました。ほぼ時間になりました。今日の協議頂いた所をちょっと振り返ってみたいと思うんですが、この新設候補地に関する回答というのは、まず皆さんにこれを見て頂いて、ここを確認して頂いたと。そして、西目手久地区のこの意思の集約、アンケートというのを内容も確認して頂きました。それで、それぞれがどういう経緯で出てきて、必要だったかという事も御理解頂いたというふうに思っています。それで、現場の問題としては、このダイオキシンの問題というのを継続して、この検討委員会として取り組んでいくという事です。今日の説明等でも、まだ十分なあれが出ていないと思いますので。それと、このごみの分別、それからリサイクル、こういった事も大きな項目ですので、これも今後継続で取り組んでいくという事になります。

それで、次回の部分については、もう答申の時期が迫っておりますので、この管理であったり、その運営、そういったようなソフトの部分と今のこの危機管理やごみ分別、リサイクルという事がリン

クしてくると思います。そういう意味で、また次回も御協力をお願いしたいと思うんですが……(発言する者あり)

どうぞ。(発言する者あり)いや、結構ですよ。気にしないで下さい。

○検討委員(山口 史)

今、問題で出ているのはダイオキシンなんです。今、香川県の三豊市という所の焼却場が焼却炉を作っていないんです。そこでやっているのは、トンネルコンポスト方式という形でやって、トンネルを7本か8本ぐらいセメントのトンネルを作って、コンポストを作るわけです。

そこに生ごみ、可燃物を全部入れて発酵させて、生ごみは堆肥、プラスチックとか木材類は固形燃料に作っているそうです。ダイオキシンは出ない。

さっきから話が出ている燃やした後の灰も出ないという事で、非常に日本ではまだ1カ所しかないという事らしいんですが、これもぜひ次の検討委員会で議題に挙げて頂いて、どういうものかという事で、焼却炉がない事が私は一番気に入ったものですから、これを調べたんです。

そういうことをぜひ次の会議で取り上げて頂きたいなと思っています。以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。この焼却炉を持たないというのは非常に大きな部分です。

これもやっぱり検討する中身だと思いますので、また次回の中に入れさせて頂きたいと思います。

あと、連合長、清掃審議会とのこのやり方については連合長の指示が必要かと思うんですが、ちょっとその点についてどうしていくか。

○連合長(高岡 秀規)

もちろん、情報の共有というのは非常に大事で分別、今後出てくるというのであれば今現状も把握されているでしょうし、ぜひ会合には出席という形で情報の共有が出来たらありがたいなと、いうふうに思いますので、よろしくお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。じゃあ、以上をもって終わりたいんですが、最後に何かありましたら。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○検討委員長(小原 幸三)

では、これで今日の協議を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

じゃあ、事務局の方で。

○事務局長(保久 幸仁)

小原検討委員長、協議進行、どうもお疲れ様でした。最後に、閉会の挨拶の方に移りたいと思います。検討委員会、副委員長の松山委員、よろしくお願い致します。

○検討副委員長(松山 善太郎)

長時間にわたり、本当にありがとうございました。前回もかなり遅くまでやったようですが、今日も1時間ほど時間を超過したような感じがします。申し訳なく思っております。

それと話を今、検討委員長の方からまとめがありましたので、私の方からは改めて申し上げる事はございませんが、要するにこの構想策定委員会の当初の目的であります、設置の目的が整備の推進、いわゆる徳之島愛ランドクリーンセンター整備の推進、所掌事務が施設整備に関する基本構想の策定、施設整備に係る候補地の選定及び事業手段の検討、3番目が地域振興策の推進、ごみ排出抑制の情報に関する事、これが私たちの検討委員会の業務であります。

今日は清掃審議会の方々にもおいでを願ひまして、いわゆる、その最後の部分です。

ごみの排出の抑制に関する部分で、ぜひ協力をお願いしたいと、こういった事であります。

次からは核心に入って、目手久をいつまで使うのか、新しいのを作るのか、あるいは延命措置で持っていくのか。それと今言われたように、炉を持たない方式もあるかも知れません。

また、いつを目途にやるのかという、私に言わせると本来の目的に沿った話し合いになると思います。ダイオキシンの問題やら分別収集やら、色々ありますが、作るのか、作らないのか、今の場所であのまま置いておくのか、これが策定構想委員会のメインだと私は思っております。

という事ですので、次回また近々会議の案内があると思いますので、また長い会議になると思いますが、ひとつよろしくお願い致します。今日は本当に御苦勞様でありました。

○事務局長(保久 幸仁)

以上をもちまして、第4回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会を終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。

<閉会 午後4時45分>

令和元年8月20日

議事録署名 徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会

委員長 小原 幸三

事務局長 保久 幸仁